負文雜記

ワ 3
233
5

ワ3
233
5

裝束ニ部

一素襖（スアヲ）乃事　襖字玉篇ニ袍（パウアウ）ト書ヨ袍襖ト注シ
素襖の名
義ハ一ノ
古ノ書ヨ
リ下ノ後世
ノ事ヲ記ス
モ一類アル由ニ玉篇ニ袍襖ト續ケテ云ヒ
ルナリ袍襖ハ上下ノ裝束ニテ礼服也
式礼服ハ宮位アル人ノ綾ナドヲ以テ
後ノ由ニ素襖ト云也　宮位ニ宿レ者　麻布ヲ以テ
ナスヲ素襖ト云ハ是ナリ　もろく雑相
ありを云也　襖字ノ音ハアウ（ナラトヨミテ和訓ノ如リナレリ）
一公家乃朝服ヨ朝服ト云ハ朝廷ヘ出仕ヨル服
ニテ禁中ニテハ着ル事ナシ　袍ト云服あり
襖ト云服あり衣服令ニ古書ニ文官ノ服ヲ袍ト云

文官ハ学文ヲ本トシテ世ヲ
治ムルヲ務トシ武官ハ弓馬ヲ
以テ事トス元来別ノ官ニ
テナリ武官ノ服ヲ襖ト云
ナリ右馬左衛門ノ勲功
ニ依テ賜ハル所ノ服ナリ
況ヤ襖服ノ袍ト云本名ハ襖ナリ

平字通ト云字ニ襖ノ字アリ表ト通ス今改衣ヲ為襖トアリ夾衣ハアワセ衣ナリ此義ヨリテ将衣ニ表ヲ付タル将襖ト云説アリ此説ハ不用之

一将襖トいふ事あり即将衣ノ
名ニシテ武官ノ服ナリ其形
右ノ如シ武官ハ武道ヲ本トシテ天下ヲ
治ムル司ナレバ大将軍将士将
官ノ服ヲ以テ貴トス故ニ
襖ノ字ヲ書ス

一将襖ト云ハ将衣ノ名也将衣ハ袍ノ如キ物ニシテ
袖ノ下ノ両脇ヲ縫ハズ開キ置キ
大袷ノ端ヲ耳袖ニ結ビ付ル
ナリ耳袖ハ袖二幅ヲ
合セ作ル

一将襖ト云ハ将衣ノ名也将衣ハ袍ノ如キ物ニシテ
袖ノ下ノ両脇ヲ縫ハズ開キ置キ
大袷ノ端ヲ耳袖ニ結ビ付ル
ナリ耳袖ハ袖二幅ヲ
合セ作ル

一将襖ト云ハ将衣ノ名也将衣ハ袍ノ如キ物ニシテ
袖ノ下ノ両脇ヲ縫ハズ開キ置キ
大袷ノ端ヲ耳袖ニ結ビ付ル
ナリ耳袖ハ袖二幅ヲ
合セ作ル

あり誤なり右ハ如く襖ト云ハ別ノ名ニシテ
右ノ如く武官ノ朝服也
一将衣ト名付襖ト云服ハ袍ノ如キ物ノ時ニ
も着用ス袖ハ広キ袖ニ袖括ノ緒ヲ付テ
くゝるよう作りて袖ヲ肩ニ懸ル
事ヲ得ル之袍ノ野山ニ着用ス服ニ表ナハ
ニ重ニ裏ヲ付ル故ニ将衣ノ一名ヲ布衣トモ
ヲ袍衣ヲ縫ヒ合スルヲ禁制セラルヽ也
いう物ニ袍ノ字ヲ書ヲ忌ムニ依テ也

位ある人の着たる衣服公卿ハ袍なれども布を用ひて袍を
着ることなり殿上人ハ袍を用ひて特衣ハ布を用ひて袍を
着ることなり衣冠ハ公卿ハ袍を用ひられず殿上人ハ袍を
着ることなり布衣ハ諸役人の服なれども袍を用ひられず
ハ二つの袍ありなり諸家の袴ハ指貫と云ふ袴を用ひることなり
又狩衣のハそく指貫の袴も布名ハ狩袴と云ふ是も
布を以て作ることなり狩衣の花菱もあることなり狩袴
も衣冠よりて後狩衣ハ袍なり狩袴ハ指貫と云ふ別に
袴を後に語る

一素襖とも書く文素袍とも
素袍ハ云名目ノ古書ニ見エ二ハ寛正雁仁矢明ノ跡ノ
ノ書ニ見エ下ハ云名目ハ雁ニ水ノ比ヨリ見エ其以前
古書ニ皆襖の字を用ふ又素襖ノ字ハ室町ヨリ見エス
袍上下ハ云ヒ見エス地質ハ麻布又モヒサイシミテ厚ク麻又ハ布ヲ用ヒ是亦厚ク

又ハそ〻ともかくとも書くハ悪しきことあり
と書て故あることもあるよし本心あるひと書てあるひと
よりと同じ例也素袍とも書くハ多くハ素襖と書くハ古書ニ
一ありてもよし付ふ把をひもとも云
也爰ハ古書ニ云ふ故あるひと書たるハ悪しきことあり
る紀伊國(キノクニカハ)革で紙帋を金仙寺ハ伊勢ノ国宗ノ里ニ有ル悪梅ニ用ひし
ふ革ハ折まげ(ヲリ)せてハ付まじきゆへ云ふ人ハ比ヤハシ
ふて成ふ名ハ公方様ハ用ひ給ハぬ名ゆへ云ふ近年あつらひもの(誂)の革(皮)
南蛮又ハ高麗ハ再ひ日統ハかのこ(斑)もよう革ハ多くハ革ニ赤ノ
ある紋を付ふ
あてをひもと付ふるハ古くハ紙又

ひもハひとまへ　(又乃ひろさ)　昔より定てうるさ
ゝッと今ハはゞ乃外ひろくハ宗紋ハ
一素襖乃ものハ後ハ袖ハ
初めの方とゑてまもゆ
ひろもあるもハ
なゝと云けくはうるさ
小袖ともあゝあの乃
也旧記ひもを彼ゝと
るを初ゝ人多く
脇の内(引入ゝ)

一素襖よりそき　羽をもひて紋の上付をきて
ちゝ云事ゝ仲書ゝ云きゝもぢハれあるところハ
ゝゝ乃事ハ(ゝも)今ハそくいそ付ハきゝそも
大に見えハゝゝ乃事ゝ
一あれあゝ袴と云ハあれ
あゝ同ゝ(クミ)ゝ同紋ハ
一素襖主袖あとの紋ハ
ゝ乃紋をも付ゝ也家の
あもゝ袖のゝんハまひ
殿ゝをゝ乃あゝの紋を

(もゝ云向ハめ)

それより前の時ハ家の紋も出る事有之

むくのこれもとよりも今にて何とか古ニ可然と見立ひとつ出来へし

紋の事ハ家々の紋付る方もあり大男松竹露
中男
れる亀など也只相なる紋にてハ小付なる蛭川記云上下の
上下とハ色ハ何にても紋所を何なりともちん〳〵むくのこしは
これあるへし
紋ル又ろうすいハ大男あさき也ソル入道などハちりめん
のを着ル紋の事ハ松竹鶴亀等を付ル又家の紋を
も付ル小紋の上下ハ男役也ソル
小紋ハ上下とハ大なる紋付す小紋斗之
近年
大夫ナリル又绪中書等ニ云春の七仕衣装にる事也
あハ襟贯之に染て時の花魁の梅を肩に付る也則
柳よし其の上下の事地をはなれるに染松竹を肩に付る
秋の上下のる事地をとらるに染相の紫又ハ時の手を紋

源氏其家ニて紋合ヶ家の紋めひうちて小袖類の外に記スなし

小付る也の上下ハ皆々本也又義詮(ヨシノリ)公御筆問義式云
出行兵三百人各家紋付るを出着節叙也と云文殿中日
日記寛正六年八月廿二日細川殿馬場においての大追物之
しるし記したる文字也殿
伊勢貞親子
はる麻毛はあか地ちん
越後布に紋ぬおもたりぬひめはけのとをりに
も文字ほり
ぬひめはけとハ切付紋の事
三寸あまりの筋一とをりを又武庫
伊勢兵庫助貞宗子
はる月毛
はれあか地白地もんはひざをちんは葛の紋をとこれ
もんはもえぎ又伊州
伊勢伊予守貞房子
はる栗毛はあか地
ちん尾きを二ツぬひめ付と云て
ぬひめ付とハ今の切付紋の事也
右素襖也
出の紋家の紋にても又の紋にても付ると読文なり

東鑑巻十二 評文水干着ス紅葉葡萄花ニ

及ば信ハ

(光染ノ御手綱御鞍ノ鞘ニ記スヘシ)

一 此あふち染ハよこまきと云事乃 寛元五年四月記

何字御染統様殿の名よ公家様沽中着此あふちのまき

けつこうせよ御条々嘆書ニおうつまき之御事もん八沽暦劃也

一服それの时為せつる人を為也それまきハこそ光也

紅乃光を染也布をあかしありて此御事年乗出てゝ光て紅き

(光染ハ紫もありしろくし 大木抄ニ花瓶のよしうれぬれハむらさきのまきそあき)

染て後光ま条をミ計ハ条の下ハ白くあハ仕まれまする也

(よく光てきいまと)

(より松かさ云)

今為きまかりと云故也一名を光染とも云也御中見

記寛元二年三月四日花見乃御成の事を記して御子御

所様名沽統花光 光染也云々

(よくまきと書ハ誰こまきと[illegible])

(土佐光茂ノ大追物ノ絵ニヌキスアフヲキタル射手アリ)

一 此紀素襖と云物何もの嘆書ニ云此まきあふちとハ

越後布を染たるをもいふ也六月七月各名ハ八月頃ハ

よりあつきあふちハ当時此紀すあふ沽人の御礼

おもて衣年中めしける路家中金仙寺 (伊勢守貞宗のきゝ書)

まひけし云て越後布とハ今の越後ちゞミ也あつき也あ

ふて常の布のあふちと云

一 もちのあふちと云物あり御作古実ニ云まがふの此あふ

乃事殿中ハめし候ハ人ハこきぬの事も同前まで也

射手此あふちハ若は条々嘆書ニ云まがきよこハうり

それまでも殿中へハ出ハつずハ外まて八射手此あふち鞠かと

ホハ用ルつるてゐもきとたるする時ハ斜ヲ改たるべき由ハしそ
由ハのちうときめも右ありたの古作有宜こ作う

一 素襖の袴ハ素襖と共ニ袴と云ふ

（袖ノ袖ニモアリ足有ヘシ 袖ニモ袖ナシモ何ノ袖ニテモ袖ノ袖ニスルナリ）

射素襖ハ袴と袴と細みを押ちせをぬり袴ハ
（女服ニありうとも袖ノ袖ニ記ス）
ちるもの也 そ（服子盛義記岩サ五人受住云義成ハ撃ノ取袴ノ扉ノ白ノ鎧着子ろし 右宇著聞巻十三ニ都ありて射ノ射ノ袴ハ袴ノ由ニアリ）

一 射るもあとて別のるおし大垣お望掛ちて射ノ射ノ
射る素襖ハ袖ヲ巻リモケイサスルせだ垣ちるまこと
ちるもの也名ちるきの時ハ人の目ニ立ぬよ
ハ流ちて名ちる也大垣お望掛ちて射ノ射ノ
ちるもの也名ちるきの時ハ人の目ニ立ぬよ
ハ流ちて名ちる也大垣お望掛ちて射ノ射ノ
ちるもの也名ちるきの時ハ人の目ニ立ぬよ
ハ流ちて名ちる也大垣お望掛ちて射ノ射ノ

袴裁の時ハ袴裁ちと云ふ
一 小素襖と云ハ別のるおし 其者の古あおと云ふ

（化粧帯の袖ハ何ニても一幅ノ袖ニもせず幅ノ袖ニもし袖ニ素襖の袖ハ二幅ノ袖ニる也布ハ同ノ之）

一 布ハ幅狭き也外ノ袴ハ袖ハ後幅ハ狭キ由ヨリ用ル故一幅ノ袖ニ

袴を名ちして袴のち笠のちゐしそくて袴の
短き袴と名ちるきを云長袴也
袴ち紋おしハ上を同し板ちる
うちち素襖と云ハ古あの古そと袴の内へ入ちて
羽織を名ちるごとしうちち
也うちち肩衣と云も同し也
くきおうちち名ちし狼藉ある由ち書ニ入こう

（古あの上下同ノ同紋ちるこ云ふ）

一 陣供古実ニ云古あの袴の
ちゐ一つのちるこ地の名を上下の名と名ちて
異後ちては月花ハさいこ方も古ち
ちゐめしにるもの紋何も異

（化粧帯の袖ハ何ニても一幅ノ袖ニもせず幅ノ袖ニもし袖ニ素襖の袖ハ二幅ノ袖ニる也布ハ同ノ之）

候者（上六さいさいのあり下八常の出袴）いずれも方ぎぬ袴也
うちの死去などあるときは今のつき上下とも
肩衣と袴多の通りと用ゆる也（上下一対ありと云）
一 礼服（上下と同じ）これもまた又名目のみにて上下ともに
肩衣と袴と上下ともいう（袴くわしく書く）
也今八肩衣袴の時人多きときこれを用ゆる
一 布衣（上下一対ありと云）八古くさきものにて
是もまた名目のみにて肩衣と袴とを用ゆる人なきゆえ
武家を是刀一ともいうもこれなり
をきて毎刀とつかう也古八酒宴の時多くこれあり
一 旧記などこと

一 素襖（ぬぎと云）八精衆よりは格別よそゆきの時
をぬぎて精衆よりそうそうの出入にきる也裃より
襖を略したる人の家人抔ことごとくこれを用ゆ
一 精衆（ぬぎと云）八精衆よりそうそうの素
襖を略したる人の家人抔ことごとくこれを用ゆ
也裃より略して多くこれあり
是ぬぎの時あり許ぬぎて袴ばかりにてきる時あり
是別の素襖と云ものあり
張る也別の素襖と云ものあり
一 小袖（ぬぎと云も同じ）
一 あわせ今誰も知りたる物なれば略す
絵図をあらわし書也今人の知て折ふしぬぐ
をも書記して云（シヨウコ）
る也古の人今此誰も知りたる物なれば略す
る也記しもらすが今乃世の沈粮（シヨウコ）よりも多き也

素襖

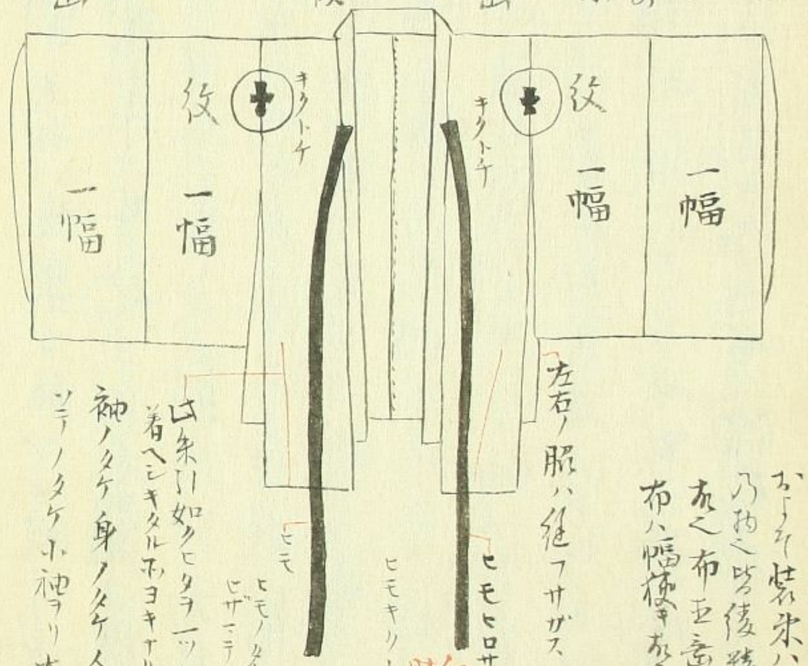

とぢり袖ある素襖と
生地裁縫違て
ゑぼし素襖も
なく生地なり
紋ある素狩衣
の代よりて布生地
八紋の付生地腰紐
なくして紫朱八何れも袖八一幅半
八袖之脇後精好紗の表八幅狭き
裏之布正面素襖八袖二幅ゟ
布八幅狭き故
左右ノ脇ハ縫フサガス
後高倉家説有之
脇口ニテすそ云ぺり

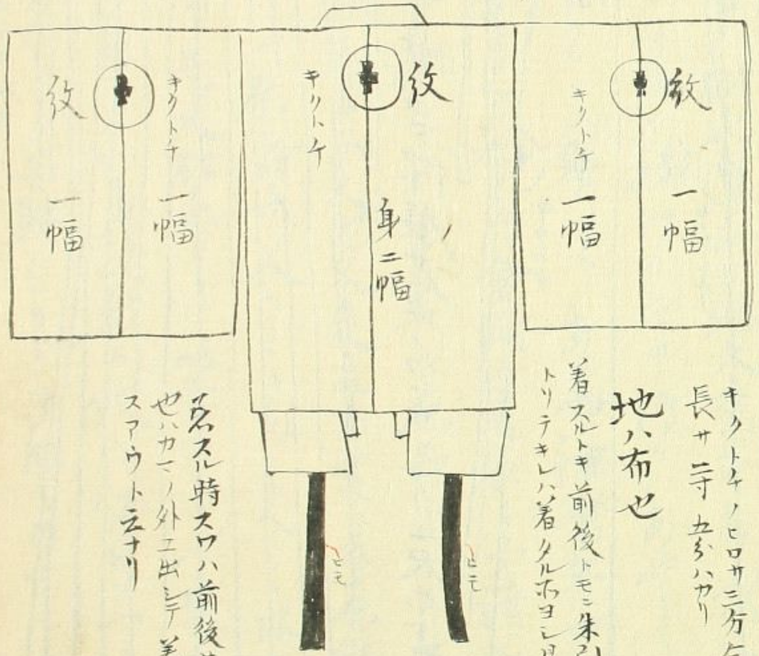

菊綴胸紐を要ず
て素襖と名付て
生地よりもかろの
服を専ら用ひ成
一ツ又袖素襖とも
素袍とも云ふ書ル
門袍の字と同字
なれ袍ゟ云のきぬ

素襖海
よりて上下ともに
襖よ云服よ八総て
物ゟれを素襖と
書を正字よ叶も
さるよし

キクトケノヒロサ三方余ホド
長サ二寸五分ハカリ

地ハ布也

着スルトキ前後トモニ朱引ノコトクヒダヲ一ツトリテキレハ着クルホヨシ是ヲ江戸トトヒ云

名ズ将スワハ前後共ニ袴ノ内ヨリ入
セハカマノ外ニ出シテ着ルヲウチカケ
スアウトヒナリ

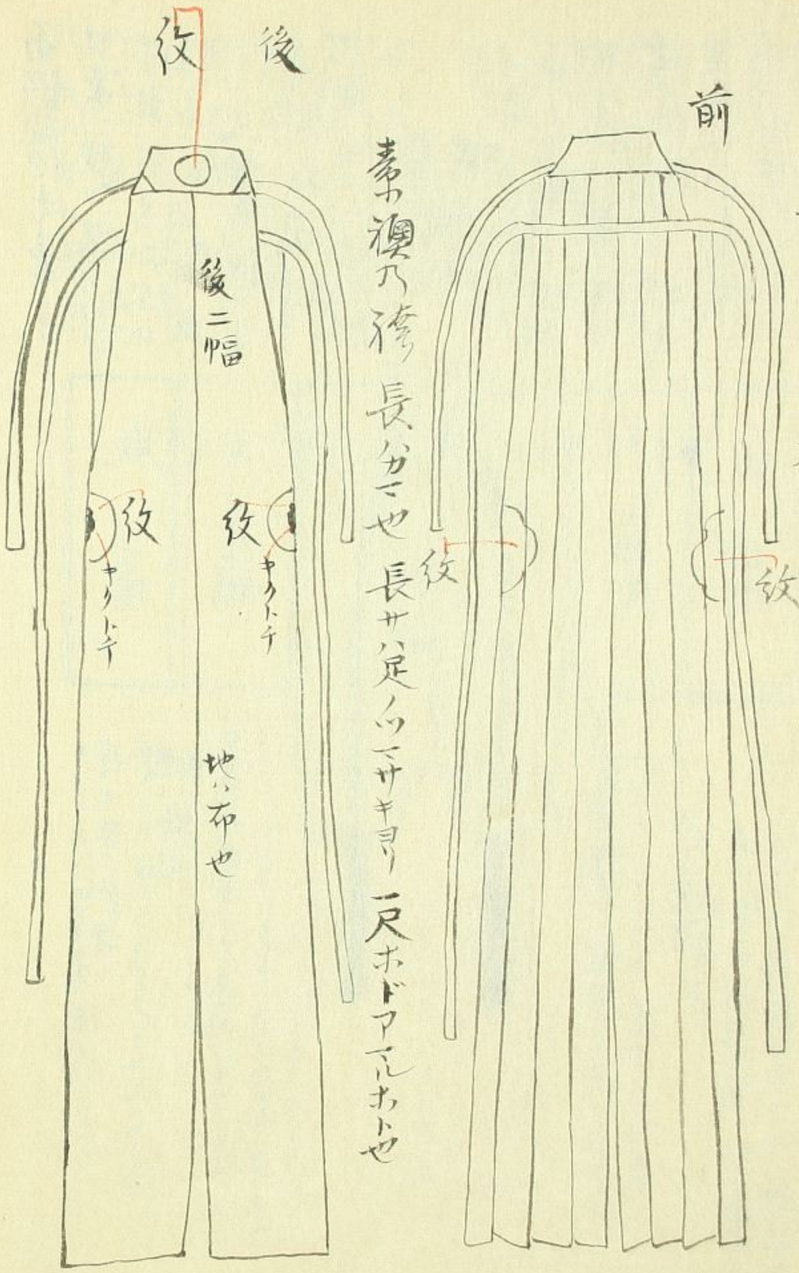

一肩衣乃事 松水滓四少弥久秀ヨリ始ル
てきぬと云物を始けり 中ハ侍ノ
松永ヨリ内乃方より
殿中乃御陣乃お立を祝して金襴の肩衣ニ小袴をめされ
見ゑう諫言、殿ノ利成氏乃ゑ松永
松永永禄年中の人也又走衣ハ実ニ云ハ林院殿
もろ肩衣ハ小方と
もろ肩ハ第ニ一冊ニ
我ノ紋を必付ル
小笠原ハ庫ノ長秀記ニ首実検ノ法式ヲ記シテ

肩衣ノ見ヨリ三枚
メニヤリ
ヌヨレヨリ
ホロヤニ枚ヲトリ
ムクリヤスルヲヨシ
小袴モ
ムクリヤスルヲヨシ
ヨロヒ
ヨロヒ

其死骸ノ着タル物ニテ包テ出ストアリ右ノ記者長野ハ義満公代ノ人也鎌倉

年中行事ヨリモ代カ昔ノ書也

繪にも又うちかけ肩衣ハ根布の也門書にも見えたり
宗五一冊ハ宗五入道（伊勢下総守貞頼の法名也）大永八年に記しける書にて
松永よりもちかき前の事也 又伊勢貞実にかくしたかけり
乃りきぬ袴の事 十四五まで是用ある人は其文も
ちのうきぬ腰中へハ着すましき也 同書にも見えたり
伊勢貞実の書ハ文明十四年伊勢備中守貞宗（法名）割衣乃記
しる書也 松永より以前の事也（松永ノ肩衣乃事書ニアリ）
一 半袴も古よりあり 走衆并実に云 走衆卅人と（是等ハ足利殿代々の事を記して）
人ども備に小さ刀をさされ候 又小者ありといふ事 旧記に
いくらもあり 走衆をかたとらかしめたりと云也

右ノ肩衣ヒダキ説後是アリ末三十枚ナシ記ス

一 式書に云 古の肩衣にはひさかしといへり 又いふもの
るハ近代の事なり 今時一向宗乃人阿弥陀（アミダ）をおがむ
時袖なしの衣を着る也 古は肩衣の無袂（ヨフ）也（官家記聞ト云書ニアリ）
一 えりさきハ仕立也 ありあふの如し 袴ハ半袴也 裏あふ
の袴は肉しまゝ腰後腰ともに白絹を用ふとき糸にて
立さしあり 後腰に板を入る板の上のあらとを九くまる袖
乃下に露あり 露も何も菊とじも組（くみ）也 地ハ御
生絹（すずし）紗也 精好なとを用ゆ 糸ハ木蘭地（モクランヂ）糸黒き糸あり
柿染なるの何糸とも用ざりおかりしが 萌黄紅ハ将軍
家御用の糸なり 凡平人憚りし也 今ハ萌黄ハ不憚し

垂衣前

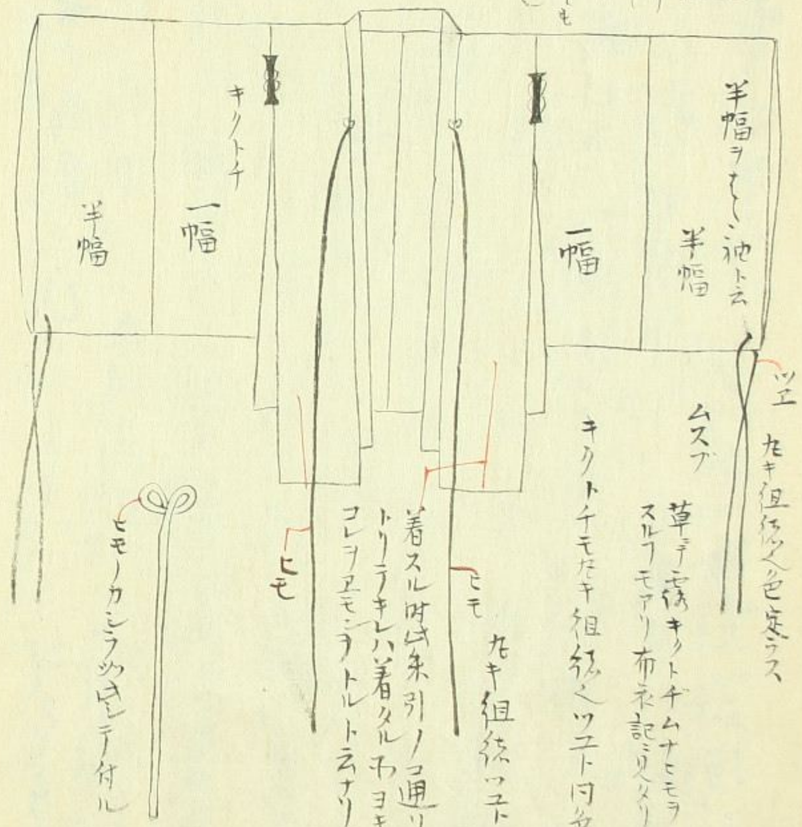

笠垂前

公家ニテモ武家ニテモ仮用ルヨシナシ

昔ハツサノキクトチヲモ付タリヨロヒ垂ニモアリ

今武家ニテモ仮用ラル、

布垂衣ハ布ハ幅狭キ処ヲ拘ル二幅ヅヽ也

垂衣後

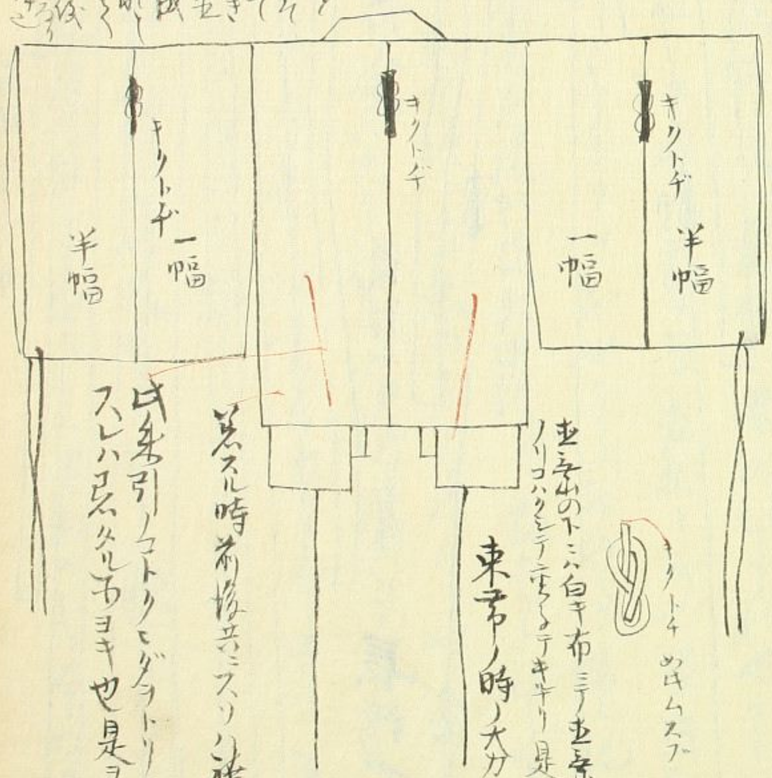

我人云今公家ノ垂衣ノ垂ヲ長ク引ヲ垂ノ内ニ入ルヽヲ垂ノ内ニキコマヌヲ袴ノ内ニキコムヲ云ヒ又ハ袴ノ内ニキコミ引ヲ外ニ出スヲ云ヒ又ハ垂ノキクヒヲ袴ノ内ニ入ルヽヲ云ヒ又ハ垂ノキクヒ

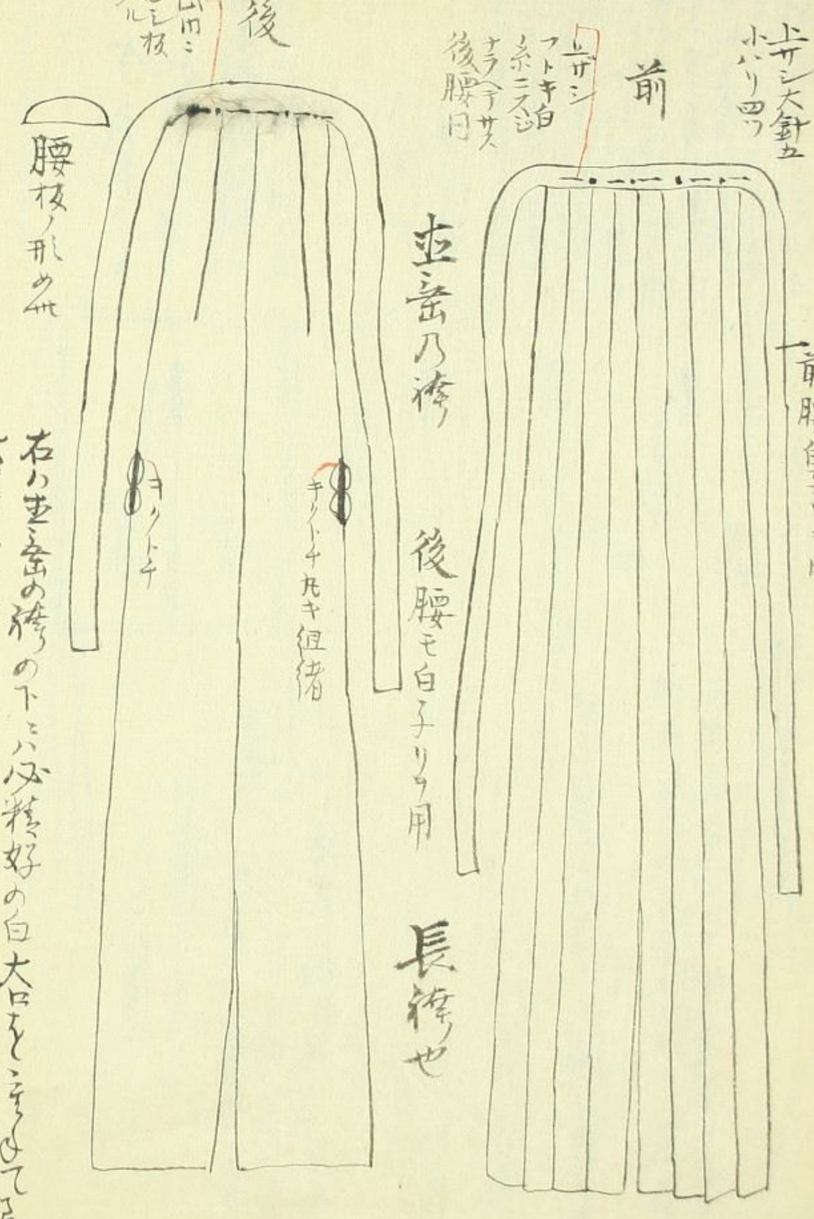

一 ゑと云亜歯と云ハ裏あき者のゑれせう
歯ぬき ゑれは為まる亜歯とも云まる亜歯とも
云ゑれなりとも云ハ
一 古乃亜歯の長ハ次大なるきハ拇大なるきハ亜歯
ゑ云ゑて次に亜歯のちを云ふ也 多く吟者
ゑ云ゑり今ハ大なるを用ゐるなし
一 大なるきハ者しゃ書云大なるきハ者の事也亜歯
なりびの白きを腰より上の事をこゝろ云ふ
ゑてゑもんと云ゑ又云ゑハ腰よりしたハ
を仕へゑとゑハ亜歯のしたをゑゑ

白布にて表衣と同様の形に作る也 露ひもきくとぢ
なとハなし 腰より上に乃里をいかにもこまく付る也 袖
乃ゆきハ表衣よりも些か縫り出る也 かへおまる様に
下くりをたが付て着る也

一 大口（ヲホクチ）といふ袴に二品あり 赤（アカ）大口 表張（ウエバリ）の大口 此二品を
公家衣の装束に用らるゝ也 古 武家にて表衣の時に用
ゐしハ今も猿楽の能の時用ゐる大口也 白き精好にて作りた
後乃方上より腰の下までハ糸をふとく織りせてかへし
ある様にするなり也 公家の前後の大口ハ前をふとき糸にて
織て前を後よりもこしく武家のハうしろをふとく
おる也

如くにて共武維ケンカハリアリシハ如シ

新野問答 云元年大口ハ四布之前ア トクオリテ後ヲホツキ 精好ニテ作 仍前張右各目在之候ヨヒ對シテ中ハヤ 上々サルカリ

大夫着用ノ大口ハ後張ノ大足可申ナリ

懐中納言枕草子におほくちなかさよりもひろけさで
もなじとあるきおしといふ是なり大口をまいらせの
方よりあらし 大口はるかあくて今世家常の用る赤大口といふ物ハ
大口なるあくあくゆるかあらず 赤
大口といふハ後代の唱違して大口と
別る古名ありし
いふハ後世の袴のなりとなく

大口前

武家ニ用ル大口ナリ
常ノ時也

軍中ニ用ユル大口ハ精好テ作リ
四幅也 丈ハ其人々ノ膝口迄ト
トクホトヤスリロニヒクナシトノ
紐付ノ中ホト迄ヒク在リ大躰丈
二尺ホトロハサシテ四五二尺三寸斗モ在ヘシ 縮ノ廣
狭其人々ニ依テ長短アルヘシアノ引五寸五分計

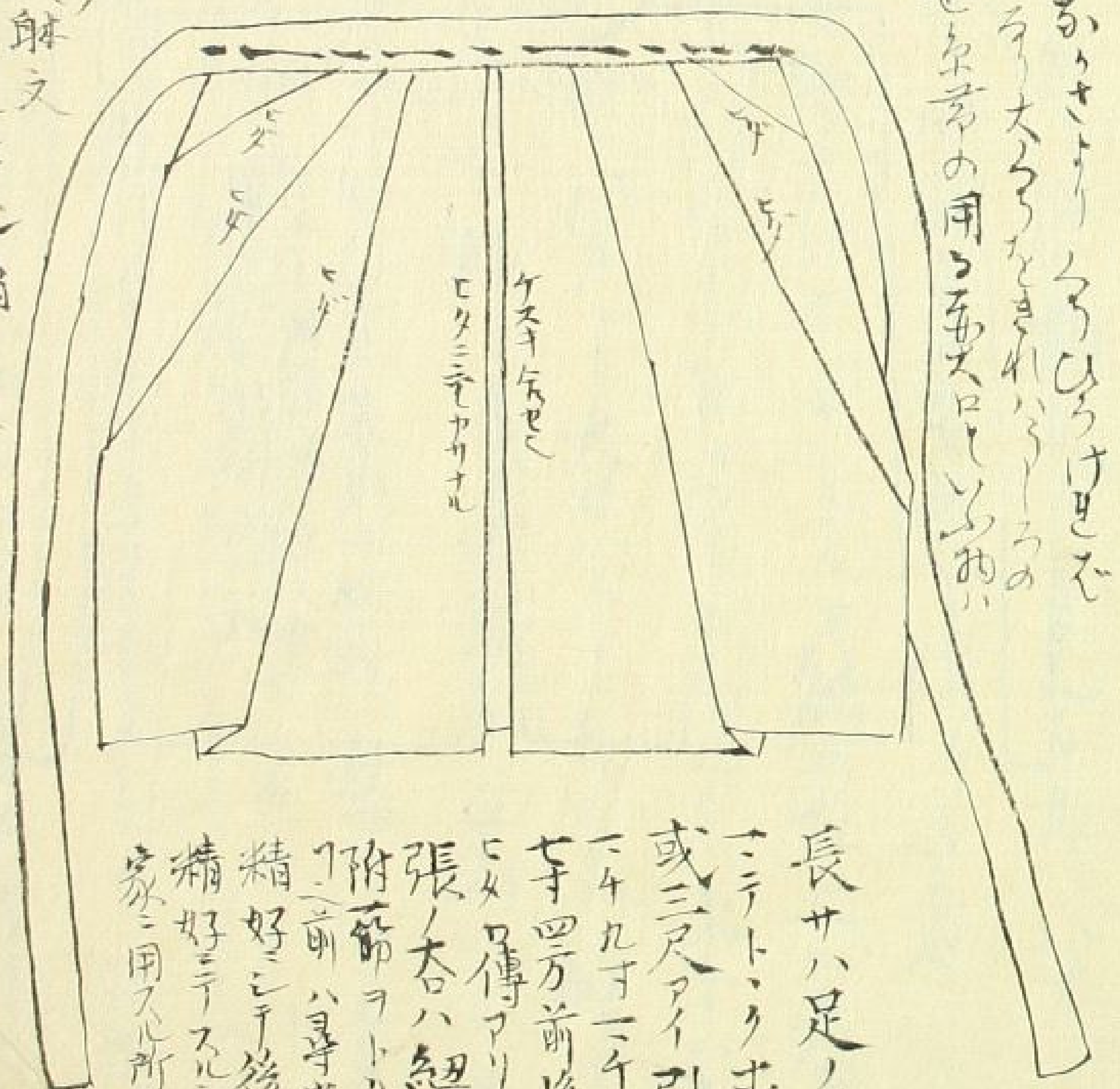

長サハ足ノカウ
ニテトクホトヤ
或三尺アイ引七寸
一寸九寸一寸ノヒヒ
五寸四方前後共ニ
ヒダ傳アリ但前
張ノ大口ハ紐片方ニ
附節ヲトリ合ス
前ハ尋常ノ
精好ニテ後ハ大
精好ニテスル是武
家ニ用スル所アリ

大口袋

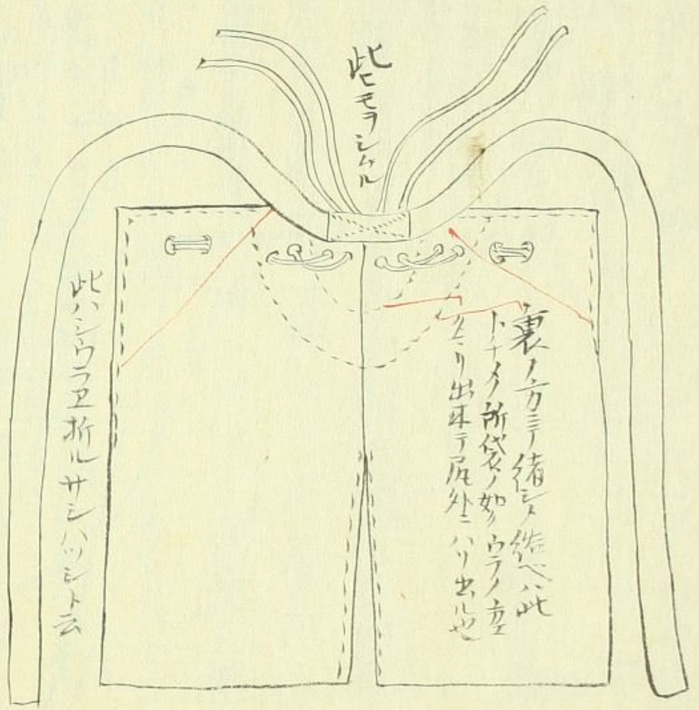

一頭文（ケンモンニヤ）紗乃玉壺ト云ハ頭文トハまんをあつハすとようそもんとを織しる紗ヲ玉壺を作るを

一大口ハうしろを少サけてきしるが紙ハ左ニ折ハ大口のもとうしろまでくるまでしハ上下ハおそく折ハうしろの字体ニて中程ハちとひろくハまた立のきそそ袴ハ大口ハうへおよりさきをもし廣くおしてうへ書ニ見之ハ立下ハもの通り也ハ今のごとく立ちまぐ廣く習ハ勿論あいだのをそおそとり給ふ

一白玉壺乃事ハ薬よりて白き玉壺ハ大ぐひとをもふ事也ハ宮中ニ於ハ對面

乃時公方様白虫香めされ…也東山殿年中ノ事
又ゑとう又奉しやうこ白虫香の時又白虫香に金紋を
香ゑ乃時紙ひゐり出ゑ紐菊ともはゑをあら也又ゑ
又常立冊扱書よ趣別白き虫香をゑ色かゑを八公方よ
てもはゑ服なと一服の所扱よ色かゑ紙ひゐりのる
一白き虫香よ金箔を白き紙の紋を
流みりて大ひ〳〵よ白き虫香をゑ色かゑを八公方よ
ろくゑ我家の紋をゑとうをもゑとうを貞応二
年三月廿九日中務大輔康俊朝臣の奉行也 常カ十二番ノ内
右番ニ曳列ル其乃在二番、伊勢七郎左衛門尉貞ノ也

白の虫香に金箔を流て蝶を押又白たカを佩と
常ゑ乃時大将ゑ奉ゑとう永享二年七月廿五日義教公大将
御内ゑ乃時大将ゑ奉ゑとう常カ十二番ノ内ニ曳列ル其乃在二番、伊勢七郎左衛門尉貞ノ也
金銀の箔と紋を押又ゑ服記りゑとう白虫香ト
ゐりまゑとも必白虫香ゑ奉ゑとう思ゑ也
一漆ゑ虫香ゑ金銀箔ゑ紋ゑ奉ゑとう義教公ゑ
元服記に永享二年七月廿五日大将ゑ奉の時侍所赤松伊
豫ゑ義雅ゑ出ゑ主のゑをゑ記して僕ゑ雅の虫香ゑ銀箔
ゑ文を押又とあり僕ゑ家ゑ
一虫香ゑ金たゑまゑるゑあり集ゑ冊書ゑ一服乃

もれの時ハ虫喰を含みて
書よくしたゝれと大く
虫喰もまた素襖よりぬき
よくおれされとも陸奥
るまでハなきも也 無しかし
ひとえ虫喰ハ平ミ
五年乳守御判を以拵
初りハ寛文二日ハ伝受之
公家方の装束よりて
ふくぬひおをすくめ

素襖虫喰なるものハ
おも陸奥を別の
おるべし今ハ
一裃肩の虫喰ハ云
あきよ紋をぬひめ
裃腰ありしを
う〳〵肩ハ腰せいう〳〵
うへ〳〵肩ハ腰ありしものを
より両方ハ

裃肩ハ
ヨリ用ユ
少ヤ人ヨリ
ラヤ腰白シ

裃肩虫喰
ハ陸奥
ヘし

裃肩虫喰
ハ陸奥
ヘし

我紋を縫
ふくぬひおをすくめ
寛正
申年
御判
ハ伝受
被遊
有之候御
ハ准して

ら裏打の附（ハくくひ〳〵ヨれゆと三）彿（ス）なのきやうんをもくしさと
道照愚等に云う〳〵打の紋乃ち八家〻の紋付に方もい大
黒打行露卷おとを付いに吳相ち紋をでハ不付ち多い
あさきそれハ又そなの多をもら用いつ西ひをの打紋
も同ち紋のハよ三寸つをむひとみいろをハ大黒
筋ろをそいいそ

一 重帝の腰の當れる重帝も宗打も同ち也道照愚
等に云等の西紋ち腰の當後てそ按ら後腰の者さきよ
廣きいて也て西の紋を吐書に云腰の當紋ち者の
こゞく後てそりをそれせそ後腰のさきをそろけて彼り

乃腰をたてそうくく丸くして上り下（二重ち
かしの西（ー）たとハ
腰のるや作者ち者ち後とハ
ろ（ううるてち腰の役のる
佛成次男古實云公家の佐方ハ口いも良びるもそ
古實武家ニハいけものこそ
てほそてをいまめそも
同ち也云負丈云今ハ腰をそるのまりをもくれ
りち人あり古ハあきるち

一 佛成次男古實云公方柳生ち打師年已りく技能ハ
ハ名をもくめきち）ハ也技年ちれりてハ加次男くな

色々あはれ也年中行事書云公方様御服めされ乃
色ハ紅梅常の御召也但正月ハ白きを召されける
合羽の調色を見合御年よりれ此ハ何色にても召さる成
一 御能古實に云能あるの下ハちゞみなりかは袴にて紋ある是
ハ古きを侮のあまり古きを似て不忠なる事を云也

布直垂ノ事是ヨリ末ニ故ニ記スル又是ヘ入ルヘシ

一 今の世布の素襖に家の紋付たるを大紋と名付く布素襖
ハ鹿苑院殿 義満 乃時より始る也此事ハ光院時府実
此事非ス鹿苑院殿ヨリモ以前ヨリ有之記ス
浅公乃記にも見えたり布の素襖ハ室町記にも見えた
り大紋と云名 西三条紫衣抄ニ見タリ未考 此布素襖乃事 大とするれは
是ヨリ二十二枚くり
も家の紋を付る是ハ布にあらす粗略なり（除き）此所ノ紙の

西三条紫衣抄云布素襖ハ流布大夫の
是ヲ俗ニ大紋ト云大キナル紋ヲ付ルヨリテ之紋ハ付紙之事

除
素襖にハ紋付ること布にハ付ず今の大紋の紋付様
布素襖時代 布衣記ニ云褐布直垂ニ素襖之ヒモ也云々是ヨリ以考ルニ布衣記ハ永仁三年ニ書キタル書也鹿
古の素襖の紋乃付様とうつしたる物なりき紀大紋と素
襖と似たる物なれども違へる所ありひも菊とぢ露結
花院殿ノ代ヨリ七十三年以前也然レハ布直垂ハ鹿苑院殿ヨリ始ルニアラスソレヨリ以前ヨリ有之
ある事也大紋ハ丸紐の結也古の素襖ハ革を用紋の付様
大紋も素襖素襖も上ハ同しき也大紋の袴ハ後腰を白
練にする故腰板の下に紋ハなし素襖も同し素襖ハ腰板
の下に小き紋を付る大紋ハあひきりに紋あり尻のあたりに紋
あり素襖ハ尻のあたりに紋なくてあひきりに紋あり腰板
の上のうしろ大紋ハ丸く素襖ハかどあり古ハ素襖も大紋の
如く袴のあひきりに紋ありて尻のあたりにも紋ありしなるへし

大紋ハ袴の前股のあたりに左右に紋ありけるにや

今の素襖ハ袴の前にハ紋なし古写ニ見

一 素襖㐧などの袖前乃方にハもんをとゞめ中にハもんをつけ宜
（とゞめ之 もんをつけ）
本式にハあらぬ事なれとも今ハさ様にするが宜
しきなるべし是ハ定てするがよき也

（二重の狩衣と云事 是ハ裏も表も二十枚めにして記す 狩衣の事又末に記す 是より下二十六枚めにあり）

一 かりぎぬ乃事武家にも是ある也古大的大進ある御ともしたまふ
先しろき狩衣ある事是ハ無紋ある狩衣あり
其外ハあやしの狩衣多くハ紋ある狩衣を用ゆ今ハ武家にてはみえし紋ありの狩衣を用
織物六位以下ハ無文を用ゆ文ハ糸ヲウカセテ織ル也（ならひあり）五位以上
浮文とてもんをうかせて織にする也盛（セイ サカリ）年の時ハ
かたをもつめて織之浮文ハもんをかたく織〻浮文ハ立
はつ之袖くゝりハ十五歳未満ハ毛ぬきにいとて左より 縄 右より 縄

（左縄右縄をあつかれハ あわせけぬき 左りなうく 是をけぬきといふ）

の糸を当て用ゆ也左より右より並べハよりめけぬ 縄目
きの紐のごとくに合也若き人ハ薄年の組をてうすき平き
紐を用ゆべし老年の人ハ丸き組緒一あたりを用也組のさき
老年不とるべし狩衣公家方にて流実あるべし

（名目 初ニ布衣始ホウイノハシメト訓アリ）

一 布衣と云も狩衣の事也古将軍家法会内面などの法体の
あらいの役としかるべき狩衣をさし法師をねんじ役也あらい
たちのきと云事年中書にて見（[illegible]と書ちからきはと読）今ハ織
文あるを狩衣と云織文なきを布衣と云習せり古ハ
まへて狩衣のまたと布衣と云又いかしくハあやしいと云今を
ないと云に武家の何也

（狩衣ヲ布衣ト云フ證ハ役名ノ部布衣ノ役ノ条ニ記ス之併テ見ヘシ布衣狩衣ヲ別ツハ今世江戸ニテ）
（事ニ而テイヘキナラハ有文無文ノ狩衣又有文ノ布衣無文ノ布衣ト云フ可シ）

狩衣後

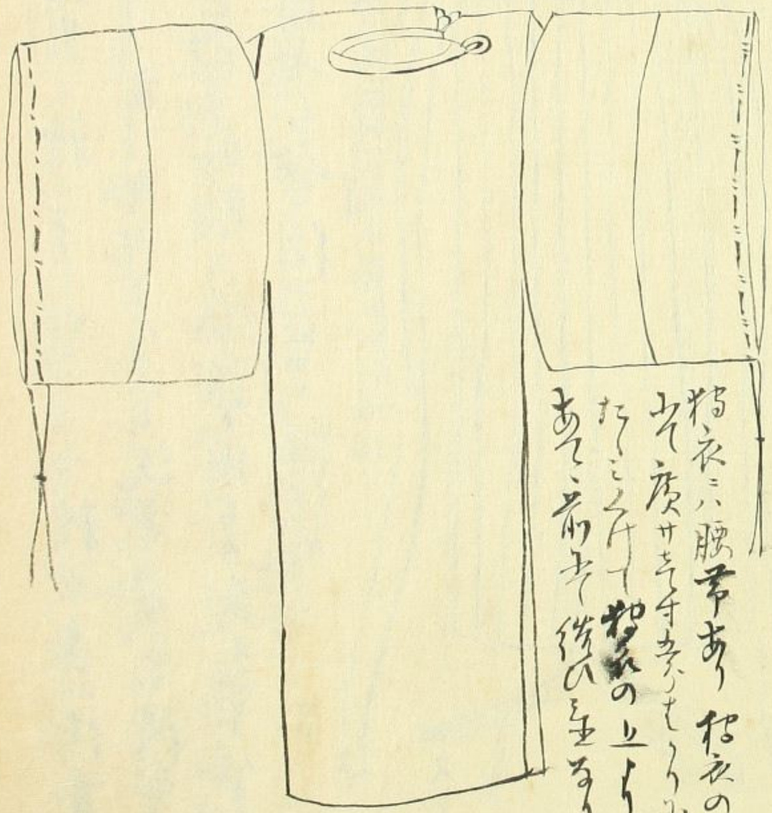

狩衣ニハ腰帯あり　袍衣のそれ
より廣サ三寸余ありてもろ〳〵
たゝこみて狩衣の立ち後
あて前より後へ至るまで
ゆひ

袍衣前

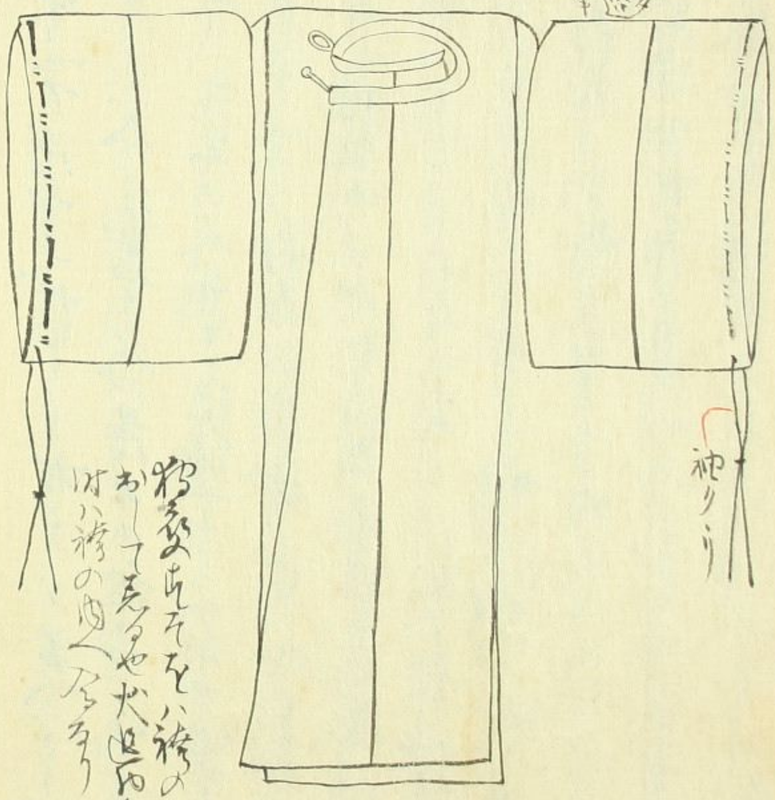

古ハナサキクトギラ付タ
ルモアリ盛裏ニ誂ヒ浪速
辺カ将又ニキリヾヾ大キ
ラカニシタルヿ見タリ

神ノリ

狩衣ニモ袍衣ニモ袴ノ多
ハ一ツ色ノ地ニ大ナル
ハ袴ノ如ク

一狩衣の時着る袴はさし貫きと云袴也多くは浅黄なり

さしぬきの丈は普通は三十四股の小もアリ

腰より立さしあり此をさして袴あり又さゝぬ袴あり

八幡（ヤハタ）絎（クヽ）文有り公家には白き織物を用ゐる武家は用ゐず

カリハカマトモ云和名抄に布衣袴地間云猶衣則袴可知ト

狩衣ヲカリキヌトモ云ヘハ袴ヲカリハカマト云フヲ知ルヘシ

指貫前

事也又云奴袴佐飾奴袴乃波賀スア漢語抄云絹指袴或云帳沼乃加利ハカマ

ユサシ

スソクヽリ

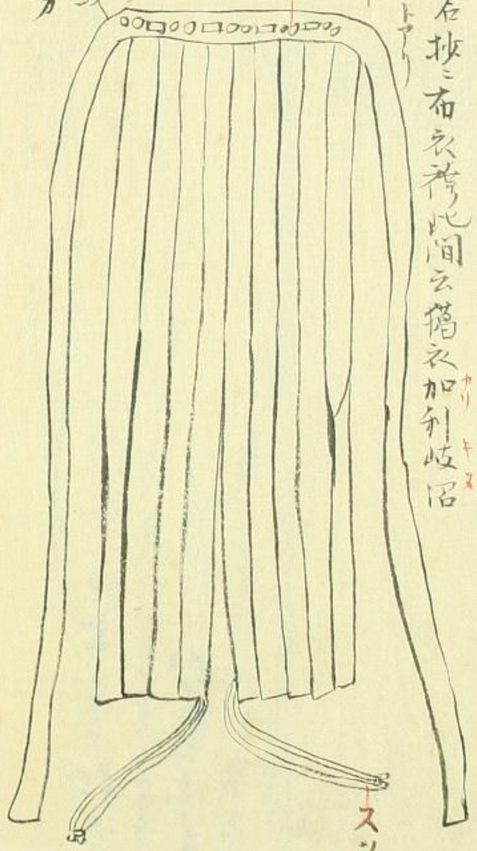

指貫

腰紮

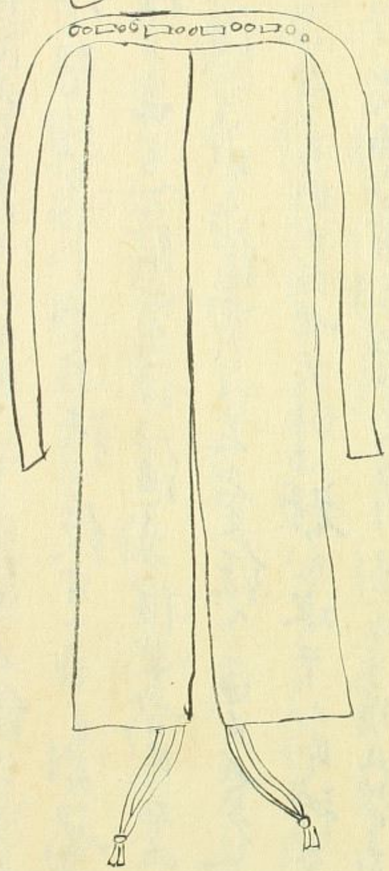

一小袴と云物ハあり仕立ハ大かた指貫と同し丈ハ常よりハ短く裾に小緒を付小袴と云ハ素襖を着する時ハ袴の下に着る袴也素襖ハ常の袴の如くなれとも裾を括りて着る事なり

一水干乃至仕立指袴乃ごとく袴ハ生絹の如く地ハ紗
綾ニ紋平絹ホ空おゐても空おゐても多ハ白を用色菊
とりハ徳をおゐてもよろし菊の花のごとく平くして一重ニ
ハ作り前よ一ホ後よ四ホ栗形ニ徳ハ九但のたけきくとも
徳のとも ホ空前の徳ハ長短ありのごとく作る後の徳ハ
の後のごとく ホ前ホ後ともに徳短く後徳長し大的の時ハ紅
打袖水をおの水干人ごとく年の初よりて陸奥ハ
乃至の後を限とす大的の書よりハじまり武家ハ
後を以て公家ハ後付ら礼水干ハ冠なし
也水干ハ冠ありて出ざる物也 ※「ざる」の右に「ハ礼ニ而出」

命ハ校ご前
を降ろ長サハ足の甲ニ
ムをを尽く犬おとの時
むそきをきくいれやすく
徳よサもくりて後ハ
又云れあふて後ろへきぬ
月よたてぬぶ徳ろ
一蔦袴ともに紅
乃ホ袖のきれを縫つぎてうを徳を
心ヒくてくられぬ指也大的の射を水干ニ長袴を
あるよ大的の書よりハじまりて武家ハ
すべてなり

一命ハ校ご前を降ろ長サハ足の甲ニ
ムをを尽く犬おとの時ハ袴の後ろ
むそきをきくいれやすく袖よサもくりて後ハ
又云れあふて後ろへきぬ
月よたてぬぶ徳ろ
一蔦袴ともに紅
乃ホ袖のきれを縫つぎてうを徳を
心ヒくてくられぬ指也大的の射を水干ニ長袴を
あるよ大的の書よりハじまりて武家ハ
すべてなり

東鑑巻十三佐与美
水干見ゆ

水干前

西三条装束抄云
水干紗ニテモ平絹
ニテモ又色ハ白ヲモ
何色ニテモ大納言
時ニ内々着用之
又陽明家ニ大臣又
前生ノ後モ此長絹ノ
上ヲ用ルヲ

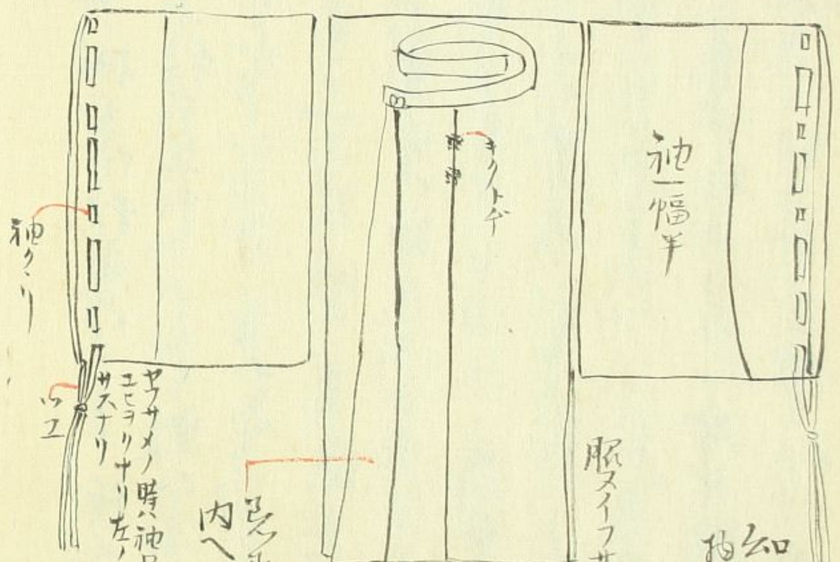

又留也云〻

扶桑略記ナトニハ水干
トアリ

古今著聞集ニ好ミ云云金
墓寺ニ宝子千年ヲ埋ミ
童有リ中宮位ノ西面
ノ水干ニ袖ヲ結ヒ下ケ
ソノ袖ヲ結ヒ下ケ
ソノ袖ヲ結ヒ下ケ
ソノ袖ヲ結ヒ下ケ

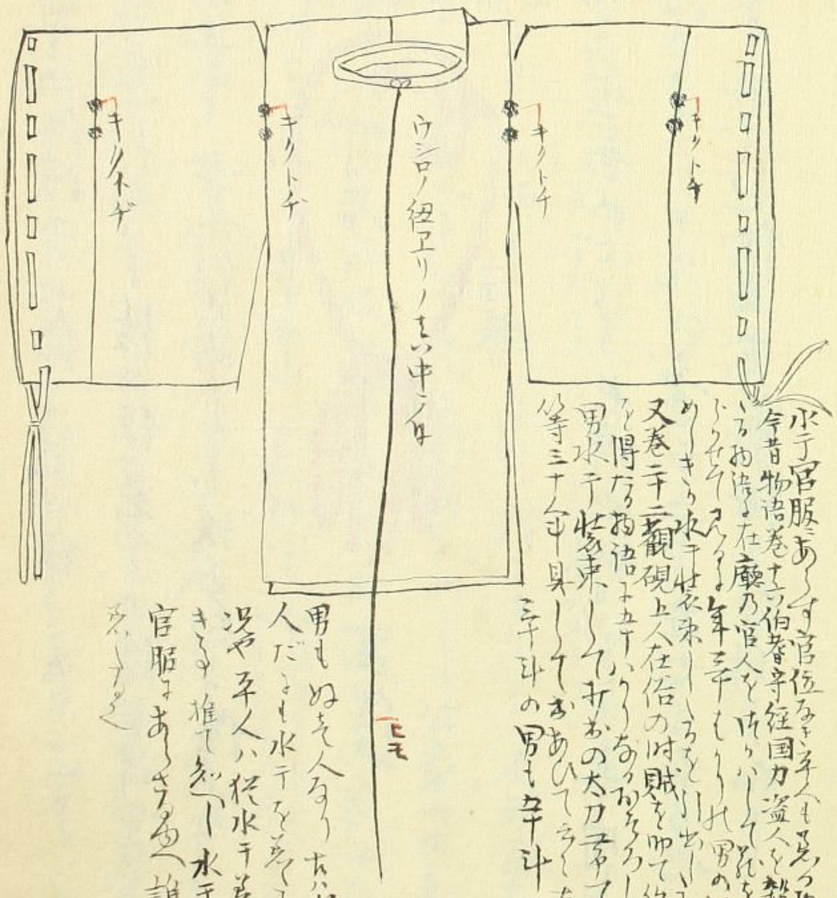

水干官服ニアラス官位ナキ人モ着ル事
今昔物語巻十ニ伯耆守経国カ盗人ヲ捕
ルトテ在廳ノ官人ヲ召シ集メ給ヒケル
ニ皆水干ヲ着テ参リケル事ヲ聞キ
又巻二十二観硯上人在俗ノ時賊ヲ切テ絡
ヲ得ルヲ聞テ五十ハカリノ男ノ水干ヲ着束シテ
男モヌキ人ナリ其ハ盗
人ダニモ水干ヲ着ル
況ヤ平人ハ従水干ヲ着
キル事ト推シ知ヌ水干ハ
官服ニアラサル事ハ誰モ
知ル事ナリ

一 水干乃糸もの緒結ぶの緒と後の緒と是ちがへあり
て前の緒ハ前へ引まはし後の緒ハ左右の後を廻して
左の肩乃上にて前へ引まはしても結合ふ事に結ふなり

水干ノ紐結様
これより末三年
直垂めニアリ

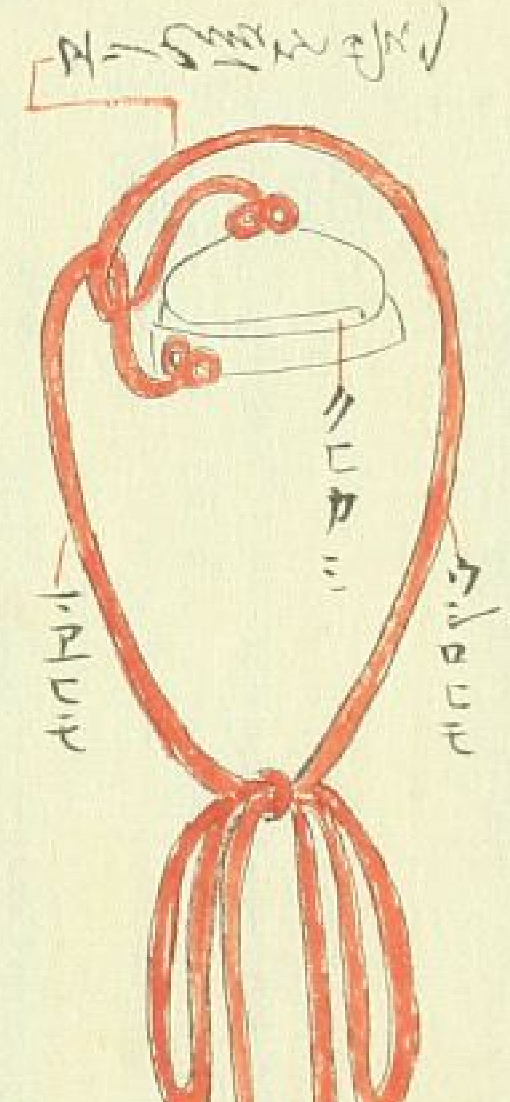

此ハ結也

一 水干の襟も直垂のごとく長襟也地もとも上と同し
あひ引の下まへとうちの前を二つ左右に付る也
別に絵図に不及也仕立直垂の襟に替ることなし

一 条々此書に云つ諸への御成の時ハ御供にも膝出て候きとし
ける時ハ水干をめし候各ハ立烏帽子と候へ付候て上
もとおひを結太刀 大もとおひ又大もとおひと云今ハ結もとおひと云 今たミかさいろき結ある大成之候 大くれ
時ハ長絹をめし候御もゝ膝の結見 此事よく〳〵又前ミ家
乃子にて候へとも此事なり此ハ長絹をめし候 公家の御長
ハ水干をめし候ゆへ又御成次第 直実に云諸家の若子乃
おさなき時より結ぐしをもやされ候て 髪のさきを まりそろへ候之例事の
是あるも久しき年へせ候 結ぐしをもやされ候ハずして
て結ひ候て結長絹にて結はせ候へ亟く候之し 貞丈云今
ハ水干と長絹の見分を知らぬ人おほし

又名長絹の直垂也

明徳記ニ云家僕佐退治の事なか……

一 長絹乃る事仕立様直垂の如し異なる所ハ袖くゝりのひも左ハ長く右ハ短し地ハ赤くしてもさらしても定りなかりしとも定ハ多くハ白を用る菊とぢハ水干の如く字をよう組ニて付る後ニ三ツ袖の前ニ付（四ツ付）とぢひもの事ハ定也襟ハ素襖の襟よりは狭くあり引の前きくとぢの字ニて左右に付る襟のめし或説ニ云長絹ハ口袒あり長絹平絹細絹是也或ハ事合院信正宜実の記書れし海人藻芥と云書にあり装束の長絹ハ右は長絹といふ絹にて作る也始めし故長絹と名付しといふ是を長絹の直垂と云也

保之ある後ニ天文の義ハ長絹の直垂ニ事おとしの絹ニてトアリ又これ等年直垂長絹乃直垂ニ保左衛おぶきなとと云絹をきるなり

室町記應安五年十月廿二日ノ記ニ云将軍家御判始乃年十五御装束長絹直垂トアリ

長絹衣（ちやうけん）

西三条装束抄云元服ハ前用之菊トヂトテ黒キフサアリ地ハ生ニテモ色ハ白シ後ニ長絹ト云絹絶テナキニヨリテ紗又生絹等ニテ作ルナリ

大舘殿雑談ニ云チヤウケンノ仕立ハ袖ノ事無別儀ハ直垂ノヱリニテヘ極也大略同前ニテハキリトヂニスソトノカサリハ勿論ニテド

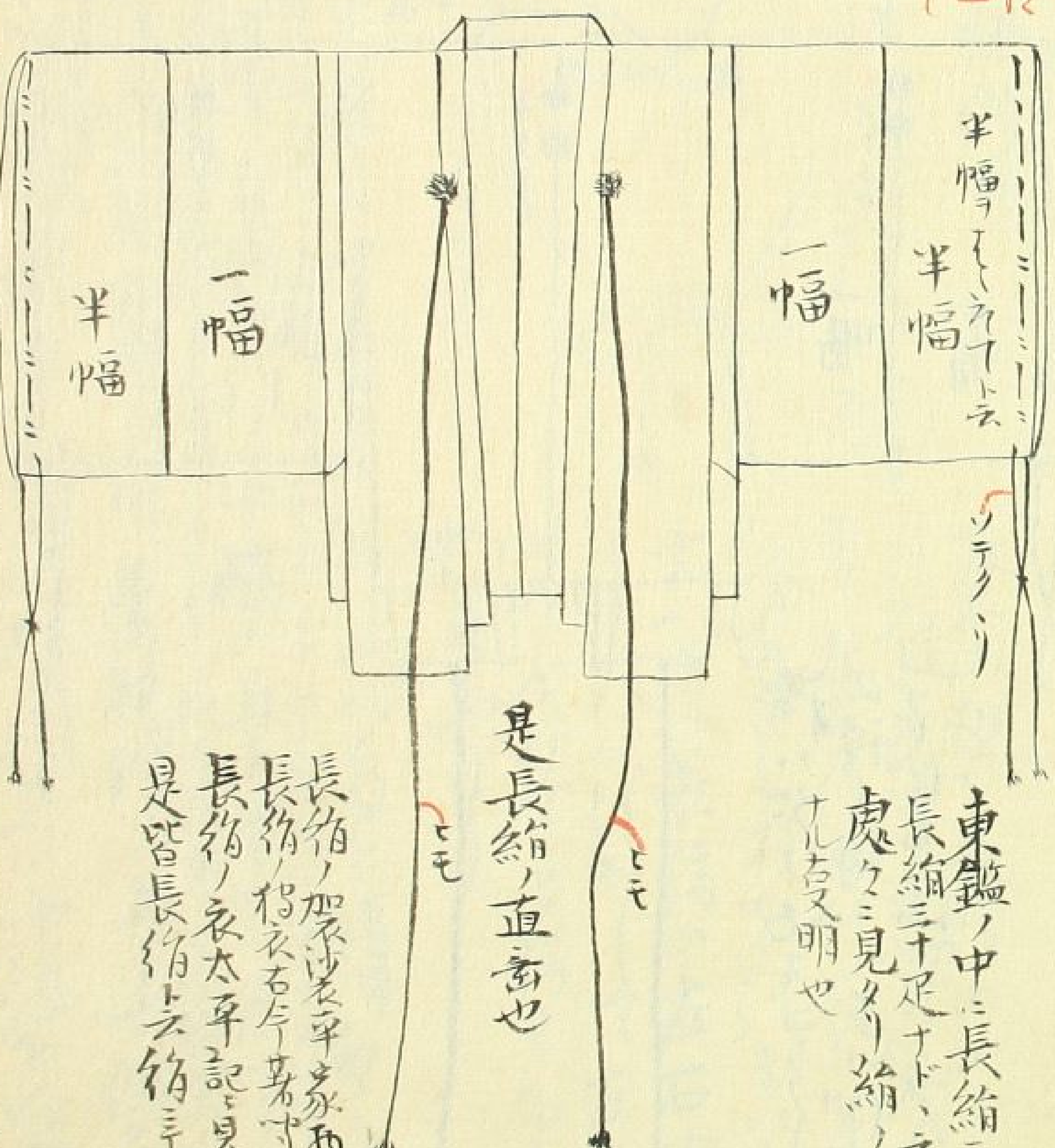

是長絹ノ直垂也

東鑑ノ中ニ長絹二十疋長絹三十疋ナド云又處々ニ見タリ絹ノ名ナル事又明也

長絹ノ加衣ハ平家物語ニ見タリ
長絹ノ狩衣古今著聞集ニ見ユ
長絹ノ衣太平記ニ見ユ狩衣也
是皆長絹ト云絹ニテ作ル也

長絹の丈定寸あります事の服之れ有

若我朝古之習相定給と
雖ども今は一ツ
これなく候ゆえ
もえぎのあるてきてとう
こうとてこれいろ
好きくそぐぜうもあれ
こうてきくそぐしてとう
ろうめ

長絹法

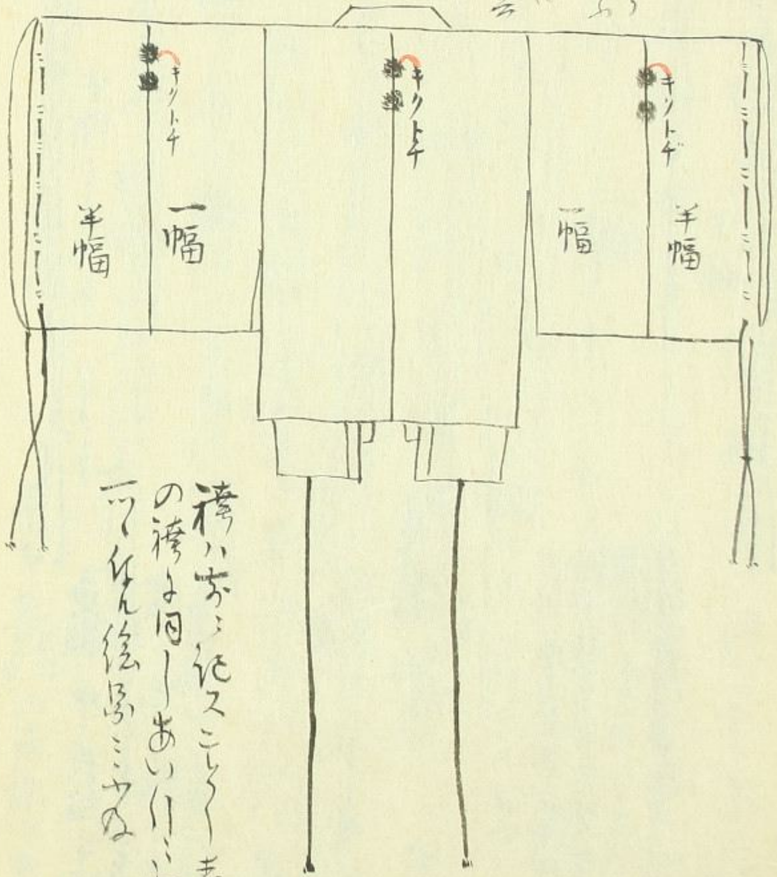

袴いずこ紙スこと〳〵素袍
の袴は同一あいだいさ
一寸位広くこと

一長絹乃紐修様

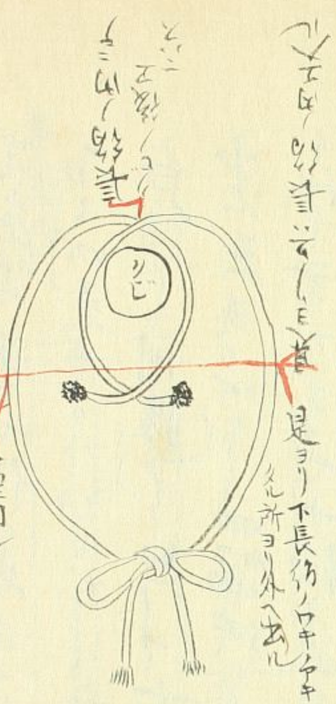

左右の紐を長絹のふところ
より内へ入れ是より下長絹の口より外へ出し
右左乃紐をそれぞれ
ちがいに
むびのうしろを引まわし
前へそう長絹の左右の脇
より外へ引おして左右を
それぞれ結ぶなり
右同断

一十徳乃事

布衣記云調度懸ノ事 略 烏帽子十徳ノ帯如ノ平ノケシテそ康富日記云文安四年一四月
九日条 黒くても 染て 用いるなり
十徳 ともに 袴 着用 なり
十徳ハ袴ニ着ス 略 黒ニテ紋付ニ着ス
公人なとハ大口ヲ着ス
侍ニテモヨキ紋ハカミシモ着ス
一ツ 十徳乃事 袴と 揃布 白くても
侍ニテモヨキ紋ハカミシモ着ス
一ツ 十徳の事 袴を 付ても
十徳ハ袴ニ着ス 略 黒ニテ紋付ニ着ス
公人なとハ大口ヲ着ス
侍ニテモヨキ紋ハカミシモ着ス
一ツ 十徳を略

京師誰家ノ所藏ニ候哉可尋松田毋浪守秀士德ヲ藏メタリ寶永ノ火災ニカヽル惜ムヘシ

布ヲ以テ小ニシテ身ヲ包ムヲ云ト小ニシテ負衙云十徳ハ素造リ身長三尺後一幅ヲ二幅ヲ用ヒ廣一尺四寸襟廣二寸八分大頸廣一尺八寸袖廣一尺九寸折メニ三寸褄積褄のメしもあり左右の脇あきしるせも十徳服をめ長二尺九寸廣一尺四寸下二尺其制衣裡腋ノ入禰ノ如シ帯ヲ用ヒ後廣三寸長結頭ヨリキレテ知スト云ふさ〳〵ねむ也苧布ヲ用ヒて也

そもそも下ニ着ル布ヲそもそも中間ヲ者ヲ裏ヲきるとも表ある者也侍の表ある八布ヲもちゐるハもちゐあるのもしもしくハもちゐるハもちゐあるのもし白紵も用ひより也そて布ヲ白布ヲ用ひて帯ヲ用ひる也又素表ある時下ニ四幅袴ヲ着ル也そ立ニ十徳ヲうちかけて帯ヲする也十徳ヲ彼仕ふる素襖のもしきくしちもの也自是ヲ今醫者の着ル十徳也於同しねむ也

十徳前

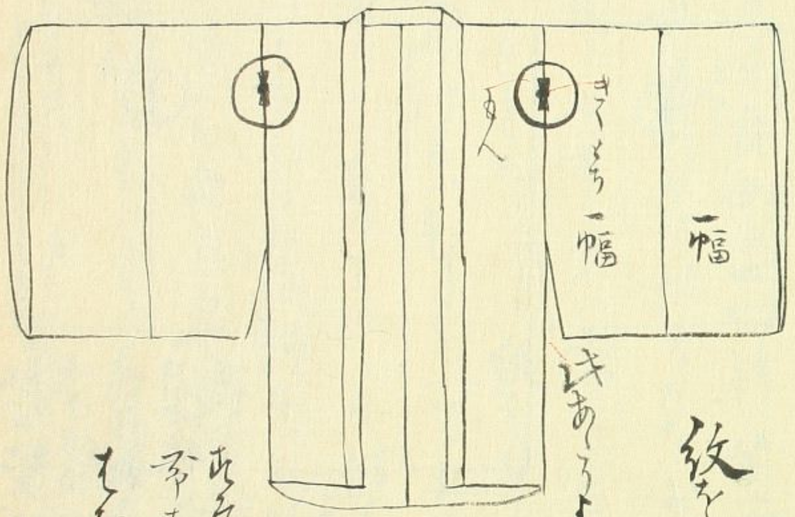

紋を付ることもあり

きくちのようなもの也

袋のきるかもしれもあるこゝろ

前ヲ袷のかしらて是ヲ皐帛ヲ云ふ

もろ〳〵十徳ヲそもあり表裏ヲ云ふ

十徳後

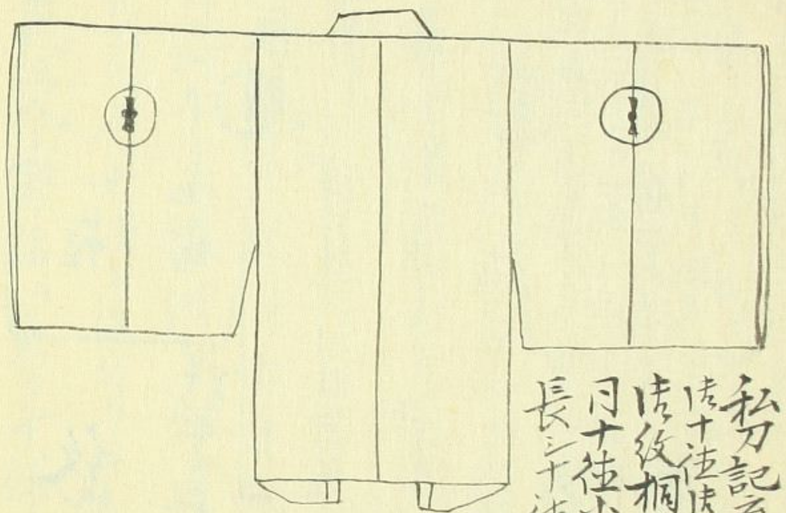

私方記云公方様御家之儀は十徳は小袴のもの也はかま袴は紋桐をとる附ど仍而は袴ともに十徳小袴十徳のたけは常之長上下徳の丈之事をして腰あてをして肩をそきまりをとる附ともを

（ニノそでの附かた也）

一四幅袴（はかま）乃ち負衝云四幅袴ハ第二幅迄二幅ありて四幅袴ト云長ク膝（ヒザカヘニテ）ニ而て菊とぢあり竿ハ常（つね）ニ云竿ハ又足袋也袴のこと（脇ワキ乃ち）ニ而ハ袋を付もの腰ハなし中間ニ着たり若ハ一つ紐を付る也そして云ハそりおどし四幅袴おとしを名付ニ而ハ袋ありあさぎ御ときと名ニ而ハ書札雑ニ而ハ書ニ云ときハ四幅袴ともいふそうな中ニ而ハ小者ハ下ニ而ハ袴ともいふ中ニ而ハ衣冠ハ衣冠の丈ニ而ハ直垂ハ直垂の丈ニ而ハ武軍陣

乃ハし鐙の下ゟ左
ゟ膝佐義奥ゟの人ゝ足利殿し武蔵野ゟ践し時
将軍の㐂陣平一揆小ゟの儀四幅袴ゟ着
一ゟ多ゟ時ゟ有ゟ〳〵四月ゟ貝ゟ負衡ゟ四幅袴ゟ着ゟ
㐂後腰をあて後ゟ次ゟ赤腰をあて紬ゟ
造ゟ半又ゟ袖ゟ半ゟて着ゟ後〳〵赤腰の紬ゟ
腰のおくみて是ゟなり常の袴の長ゟとハ替ゟ也ゟ
四幅袴ゟ今ハ世ゟ用ゟる袴ゟ有ゟ知ゟる人ゟ
花書由用抄傳教袴ゟ四幅袴のゟ也

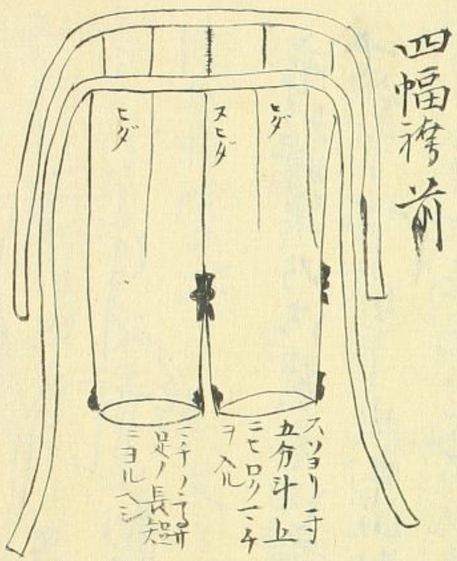

四幅袴前

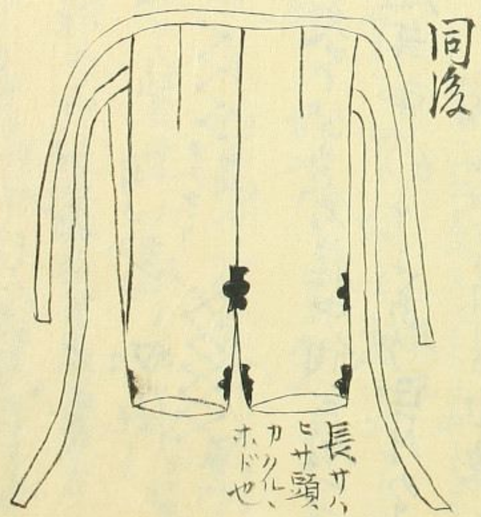

同後

一きやもんゟ大口ゟ着ゟれ
をゟく〳〵ゟ有ゟのゟハ尾筋ゟ由ゟ筆ゟ
〳〵ゟ四幅袴乃時ハ裾ゟきやもんをゟく也ゟれ

の時ハ志田あのきやちんを用へき也然しいま書ニハ志田
御吉凡も志田あのきやちんを用ひし也吉凡なと実ニ見え
うり芳のきやちんの形たのことし

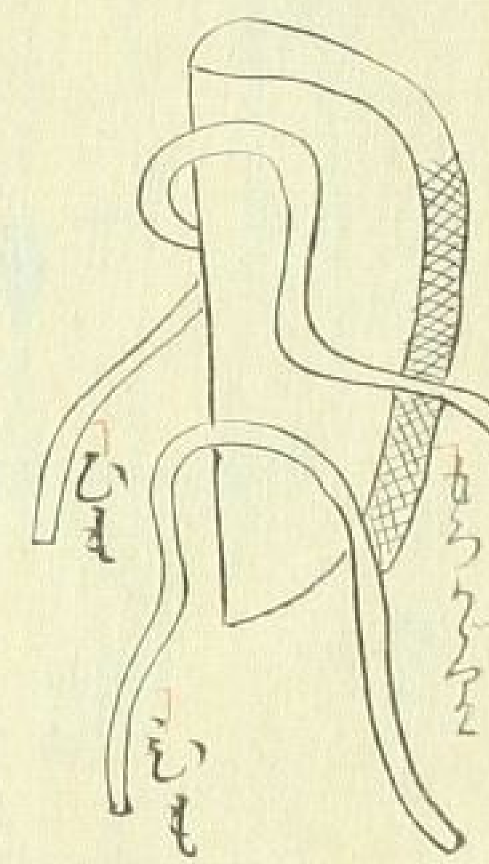

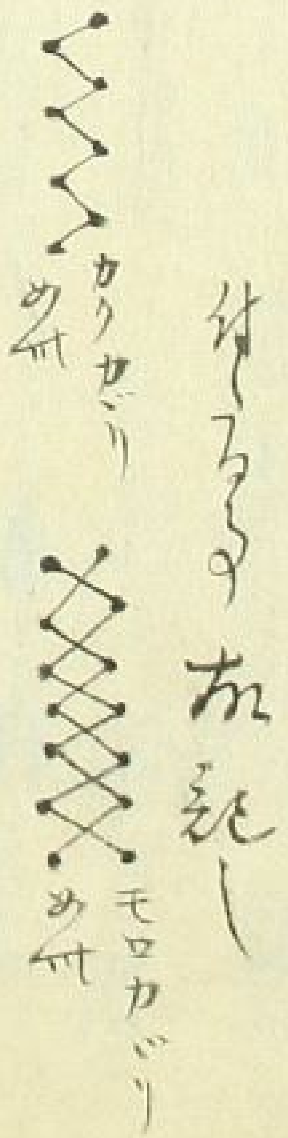

きやちんもいましく
武家の装束の方ニ
付るなれ記し

一 京将軍乃時装束ニ衣文（エモン）をいへる倉藤中納言殿つけて
来しせしまし也 東山殿年中次第ニあり 官月めき
るは白き時出家にて倉殿より 調をせられし也 然し

此書ニ見えてあり

一 上古ニハ米帯なとゟすまの事こゑて付ける麻の大かさ
（御成の時ハ三倉殿馬上ニテ公方様の供奉もいたりてい系をハ後衣文の為ニ系られしよし 年中法大名へ御成記ニ見えたり 麻ぬの）
ありしを用ゐてハなかりし故装束の形やつくりなへしてあり
後鳥羽院の時より衣文と云事 もはら装束乃形を
よく成なるとて之を倉山科なと装束の家と云事も
正ととも以来乃事なるへし 天神の御影像（ミエイゾウ）なとをと著くるに
今の装束のことくこえく かと立烏帽子ゝくハあやまり也
天神法正世乃延喜年中にて比ハ装束の形やつしかやしとそ

一 ちるか 十徳ハ御禁制の内也と然し此書ニ見えたるも
なかち十徳とハ下に袴を着せずして中帯をしめて（中帯トハ小袖の上）

[illegible]の十徳を云ふなり十徳と云ふは袴を着て上
より十徳をもきてくろハをもちゆゑ十徳をくろハともいふ
武雑記に人を云ふ十徳ハ白布の羽あり羽をせばしてをは
をりしをりをもちゆゑきると云

一衣紋付の肩衣も古ハ袴あり今ハ袴なし
かゝる衣を着つけ物の肩衣ハ袴なきゆゑ
なり是ハ未三手枚ニアリ
一上下と云ふ今ハ肩衣袴と云古ハ袴あり
を云古ハ袴ハ素襖なり今ハ袴なし
るを上下と云しやゆゑ上下とそろふてをる
一もち肩衣もちろ[illegible]

上下ハ多クハ麻ニテモ五徳ニテモ紋キニテモ何ニテモ上下ハ一ツ肩衣袴ヲ云カキラズ

但上下ハ同一色ニ限ラズ上下一対ノ衣ヲ云ヒ遠クハ古ハ袴ト云ヒシ物ナリ

[illegible]袴ハ[illegible]
ハゞもあり肩ゟきれ[illegible]
も同ゟ内ゟそハふ[illegible]
一今時長上下と云人あり
云ふ長キ下ハ(シモ)の事
一帳川記ニ紋の上下ハ異後ニ近年ヲ争ひとあり是々
家の紋又ハ外の紋ゟも仕ずして趣地を小紋ニ染ゟ
あるもや
一婚礼の時もあるゟきぬを肩のあるゟこゝ[illegible]
て云ゟ[illegible]ゟ今ハ世上法のやく

よ成しう古へ名てなきの也但しよ凡そ下の流
よ芳花延大納言と云人の世末よかれ筋
を以て用ひられしを元世よるの人由筋といひり比
人よ係多るをしあ係よ古へ名ありしより係し時れ
又此筋を用ふと云ふ大納言の時よりよ
ふしなどず何の書もふ凡そ用ひ来りやそを
ふとき筋とおや筋とし細きをよ筋としみ筋とおや筋と
いふ之し後世の作者なるべし呂利敬時代の旧記時れ
武法の書よみれの用ふるよ
一扇元禄四年よ凡そ下の門

一沙膝よす庶の股乃毛乃よ凡そ木綿也 木綿のよ小袖
一沙臻ハ古の人ハ今の人の袴なり 袴に被
由射よ具足秘伝よ見てよ射よ方ハ必ず之を用ふ
おとなるとハ必ず之を用ふ
一沙臻よたゝ之を用ふ
一沙臻よたゝ之を用ふ
抱せと云人ありやたゝ別の革を付
てよ仍てよもおし之を用ふ 又沙
臻をもきて半人ハ左方の膝よ折まきをとると云
説あり古も旧記よ凡そ用ふ

やたてびやしと云
物射よ方ハ用ふ
おきものなり

一 其毛織て云ハ袴の膝の辺より下の脛の辺迄
掩ふ物にや　さめおし　射る時
白毛のかとそ　此ながひはきを
多く見えたり

一 ぬり沓　沓と云ハ麻の皮と虎豹の皮と竪に
一 足り合せて　沓と云ハ麻の皮と秋毛とつまりをと
き合せてうち　云人麻の皮毛と秋毛とを

スリムカハキ是ヨリ末ナ一枚メニシルス

浮云ノ沓　沓ノ底に限らず泥障鞍宝鞍ノ下に用ル　黒キ革匠ノ色ナリ

一 無の沓の沓ハ浮云乃宮の人ありてハ
ハ　用し虎豹の
ハ公方様又ハ三位の方迄ハ用なり
射る時ハ秘ル事　毎くこの
君之

浮云無沓　さらず袴末に沓を穿くべし

一 古物軍家の女房方きぬをめし裳をめし袴をめしかと
云ふ篇中旧記年中恒例記ありよりうへ
乃ち也　今世俗ひとくと云　裳ハ
也　色袖を長し袴を
を云ふうちかけ　きぬを着て裳をか
くる也　五つ衣五つ衣ともいふ時ハ袖のみて有て裾
脇を上ゆる衣をいふ　短く出る也　五つ衣ありて
同しも同一文うちかけ　別のうへ五つ衣ハ紋無しやか
らさぬあり　ものゝ事く　但ゆきごとく　衣ハもくらしろ
短き也　是ヨリ末

十二章ノ内ヨリ
十九枚ト記ス

前

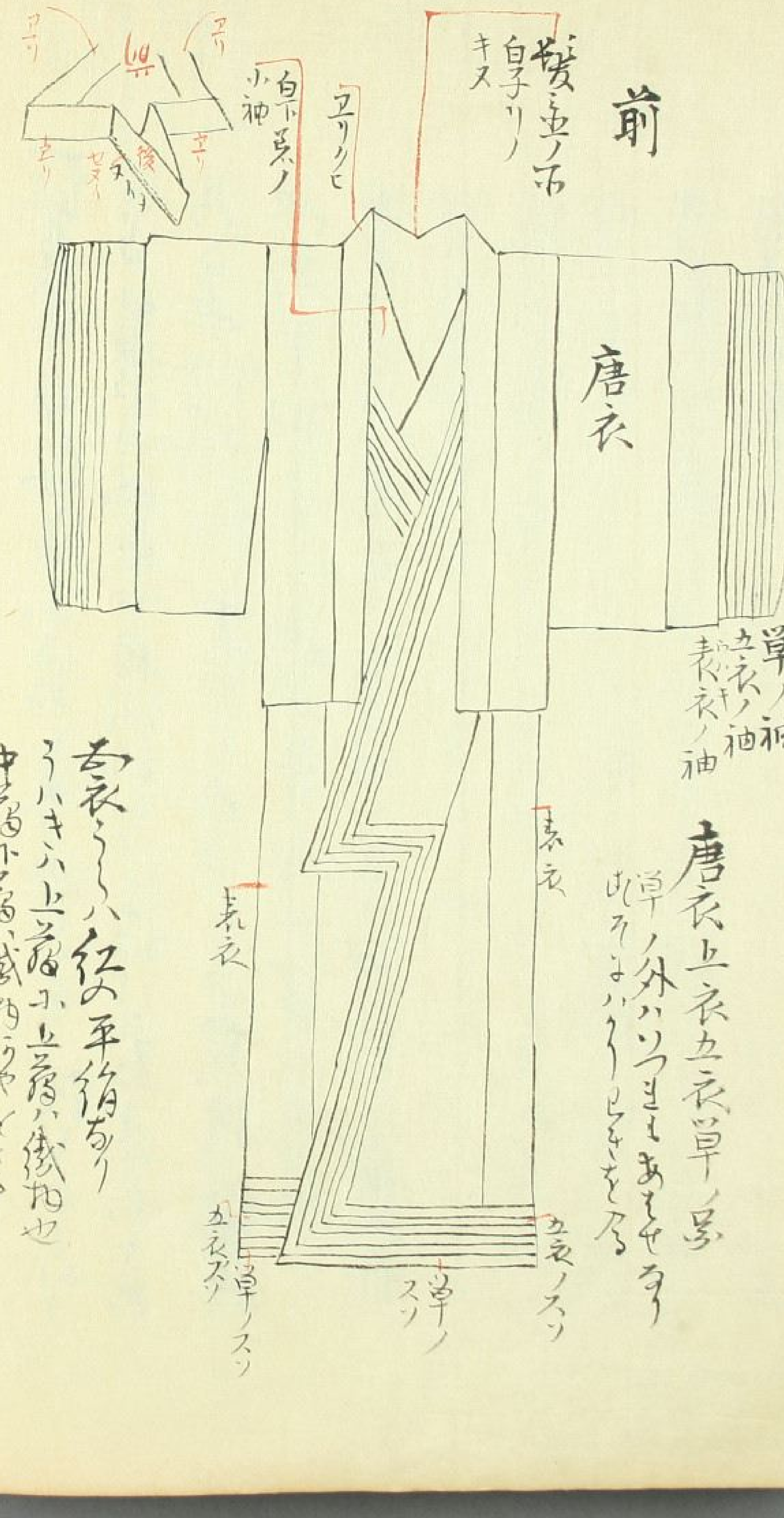

唐衣五衣草ノ図
草ノ外ハソのまゝあるなり
此ぞまはかりのみを図る

唐衣こゝハ紅の平絹なり
うはきハ上臈ニハ上臈ハ織物也
中臈下臈ハ織物ならやをさす

後

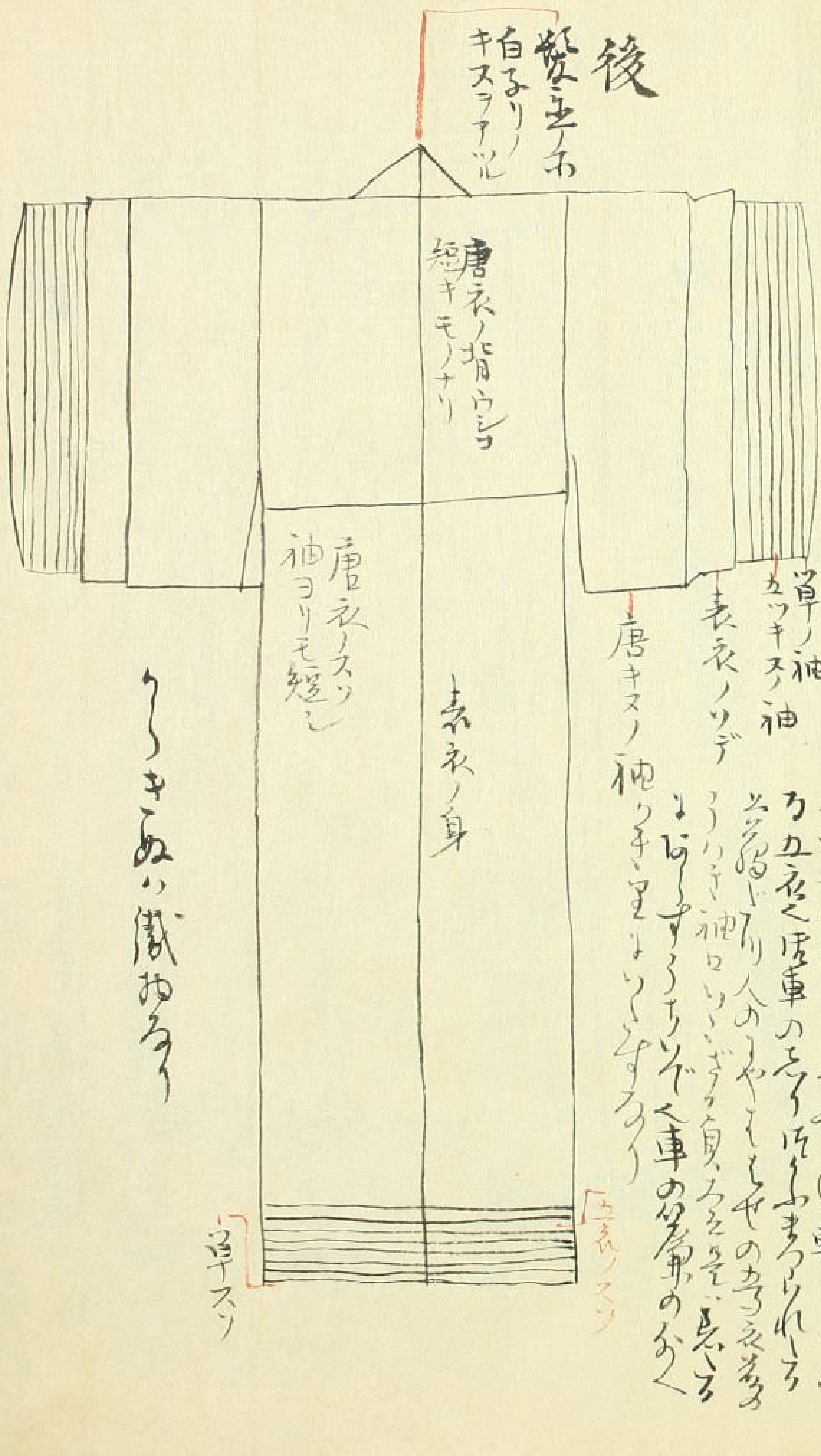

うちきぬハ織物なり

増鏡ノ巻五 九 三年四月ノ条蓮華王院供養
小部車あり中宮人々参り三輌ハこぼれ入
る五衣之唐車のこぼれふまつられる
五節ハ入のやなぎもみぢの五つ衣等
うはぎ袖口いひゞさうなり表ハる
なほすゞりのいで車の御事のかく
袖の手望よりもまさるなり

裳の写

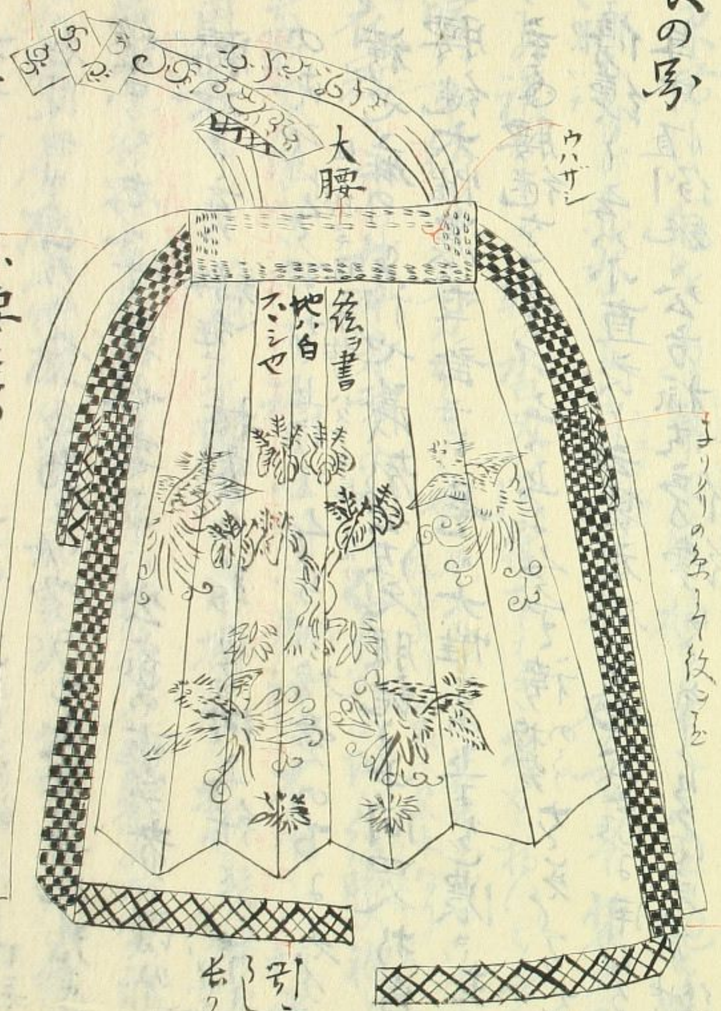

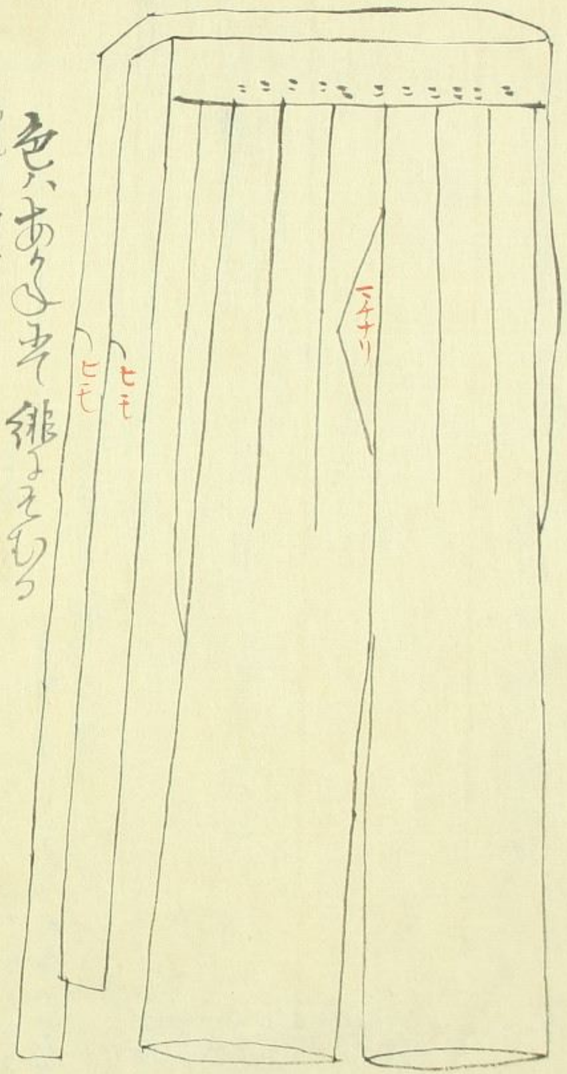

右女房の装束ハ武家の衣実ハあれども旧記なき
名目出るゆゑのおとりなりを考へ出すハ公家の衣実者ゆゑあり
絵号を考るす者也要るに
一腰次と云ハ腰継に指貫をはきたる時上着てすぬき
指袴ノスソヲ打ルニヨサノ下ニテ括ルヲ上括ト云
のあれども多くを上けてくゝる時指貫のおよそ乱ざる
袴也 但下括ニ用ル下括ノハタテカ長ノ意
麻の小袴也 義教公元服記ニ中間冠打烏帽子
腰継大帷濃垂ニ昌ニ昌ハ大帷子の上より濃き垂ニ
まで腰継をはきて下ニ小袴を袴指貫のごとくをはくを云也
年中恒例記ニ公方様ハ傍続と云装束乃
傍続をめしたる図を見る 禁中装束号ニ絵号アリ

下袴ト云事

下袴ハ束帯ニ表袴ノ下ニ着ル布大口ノ如クニテ入ルホト空アリ両股ノ間ヨリスソ迄多ヒニカクニテアリ指貫ハ布ノ如キニテ括リ左ハ袷ニキテアリ

一束帯と八冠をかゝり単下襲(ヒトエシタカサネアコメ)袍を着し
袴を着け赤舃の上ニ表袴(ウエノハカマ)をはき
しめ襪をはき靴の沓又ハ浅履をはき
笏ハ木ニ牙ニ太刀をはく也 装束ハ装束号ニ
絵号あり公家の装束なり
一衣冠(イクワン)と云も大抵束帯のごとし但衣冠の時ハ縫腋(ホウエキ)の袍とて
表着を不用して袍を必用ひ
用ひ石帯を用ひて腰帯をハ用ず
一束帯衣冠共ニ武家ハ公家の衣実非ず
公家ニ高倉流山科流の家よ有実あり公家装束の絵号ハ
装束号ニ式書よりあり見るべし 仍略之

一亜流相衣をハいみ（ハ）
若しくは也大的大臣お着ふ
今ハ武家ハ位階ハ正六位
正六位官の人布衣を
しうるのみハ
一今の麻上下の袴の
ハきそびこまぬ
とそ
ふあ〜ハ近年仕
祖つまくりてそびこを
ちびこ
一火ふる装束と云おなし
ありもまきのみ也今江
多きおいてハ一月の内
ありてなつく火を防く
革羽織を用いう
今ハ羅紗にて火ふる装束
おりおりしおの
一昏のみ鼻ふハ武具の
まちるすてよ鼻し

（正徳元年保の比より）

一 ある張乃る 前後乃大口のるや前の大口の下に着る事也
鎌倉中日記に將軍家前後をめされし事見えたり
一 旧記の中に手綱(タヅナ)と云る事あり ある手綱乃る事也
あすたふさぎ乃るや たふさきハ今ハ犬と云 腹乃あはれ
下に手綱とあるをたふさきの事と心得へし 體(タイ)係(ゲン)
抄と云書に 樂人豊原家の書也 義家相浅乃鎧着の時ハ手綱を記した
ろく年に事ある一手綱 赤二小袖 佐保黄色とあり 是式も手綱を
いふハ犢鼻褌(タフサキ)乃る事なり かの手綱ハあらず 又駿半
日記 蜷川新右衛門親元ガ記也 云寛正六年八月十三日御風呂御成ニ供
御供衆以下一獻例式たぐしすまず風呂して 御

[illegible]年小袖 [illegible]ノ部ニ [illegible]書之

[illegible]

古今著聞集巻十 [illegible]ノ部ニ [illegible]の用ニヤカ子テタフサギヲナンカシタリ 旧相撲ノ部ニ タチテタフサキカキテ より出タリ

今時鎧ノ上ニ大小刀ヲサスニ草ニテ腰アテト云物ヲ作リテ用ルモ昔ハ右ノ事之前ニテ [illegible]作也 [illegible] 書ニシテアルハ其事ニテ [illegible]

らはあたいふ佐むしろ新調云こ試たいらはあたも悩ん
どし乃る事あり 衣のふ佐太布手ぬ[illegible] 衣の料なるべし
一 腰當と云ハ忍腹の料にハあらず 毛皮にて[illegible]めぐり作り
緒をつけうしろ腰にあてて結ぶ也 [illegible]
未細ハ調度之部 [illegible] 記し置せり
二重の狩衣と云る 狩衣に単狩衣もあり 裏あり
衣もあり 裏と表と同じ色なる狩衣を二重狩衣と
云也 表と裏とその違ふハ 二重狩衣とハいはず
と裏の色によりて色々の名あり 右二重狩衣の事
布衣記に見えたり 布衣記ハ[illegible] 永仁三年の書なり

一 装束の文 公文 様 追考此説アヤマリ 用ベカラス

□ めは形也野宰相朝臣の説也知りぬ人みしとぞ

◇ 鎧ナリ 又胡蝶とは浮線綾と云る形也又霰とは今石たゝみ

一 魚袋の紐 ムカハキ 障正又検非遣使乃宣ひ人用る八武家さて定るなるへし 禁裏乃宮也尺素往来藤

良公傳乃書之 紐縢のことをおのひしてある 霜降尉者無位ノ尋常ニ

ありと云ふ 障正の唐名也 廷尉と検非遣使

淳正モ検非遣使モ人乃法をむきこゝろ布をたゞして刑

罰を行ふ官なり威勢ありて恐れ畏まる 無位猶き

ものゝ名威勢ありて淳正検非遣使のむ

かきな用ふなり 泥障も用ふる平人八無位ノ用

固文浮文ともにあり

一 布直垂乃事 承久將軍乃時よりはこし 宝町記云

應永九年壬寅十二月為大御所御代官 大内介義弘持ナリ

御方御所 義量 八幡宮御参詣中暑 折烏帽子御

直垂 布御袴 布袴地紫 袴コキ紫

乃御紋をこき紫 ちし紋ある 付ル

直垂を大紋と云名也 用ふ 大紋ハ

一 装束乃書よ 穀といふ物あり 装束抄見ル

又八紗のうすきをひろ目のすきたるをいふ 生糸ニて

織る物多目ニ 目のすきたるをいふ 米の形のごとく有ル故ニ

穀 穀是八こめ乃名也 穀これ五こくの

布直垂ノ事ハ別ニ

ニカミ記ス

見ヘシ

是ヨリ右ニ枚メニ記スヘシ

ハ景スカシテ

又ヌリカヘシ

次ノ張ニ平ミノ文也

紗ゟ字ある編の書紙糸ト米トの違あり

一固文（カタモン）浮文（ウケモン）と云ハ文とハ中入りなる緯の文を糸を結
めぐりて織るを固文と云糸をうかめて織るをうけ文と
云又うけ織とも云なり

織三重もあり

昵近ト八公方へ随近昵ニ申方ヲ申ケ又ハ其人ヲ云

布袴ノコト右ニモ見タリ尺九ノ下

一布袴乃事三光院内府記云康花院殿御代昵近之人
に給ふ布袴ル其以来諸家着用之ル一向非本儀ニ
隆統大臣家ハ着縮ル南家公時卿為浦秋平生紙
作ハ条依御入魂之時給布袴ル総て右依着之
其ハ由続聖故入道称名院右大臣拝任ハ上者家之
儀為無別仍布ハ袴相止ある西別十六歳ヨハ諸家

三条西実枝公　義満公　正慶二年五月ノ乱

うちきと云ニ三乃あり ○袿○小袿○大袿以上三乃ナリ

一同着白絹袴ル色ハ袴ヲハ不着之ヲ諸大夫も
同前ルと云し是をみるにハ布袴ハ義満公前乃時代ゟ始る之
布衣記ニ布袴アリ康花院ヨリ以前ノ事ナリ廿二枚前ニ記ス

一袿（ウチキ）と云ハ装束の下に着る衣乃事之 衣の事ハ次ニ記ス 又大袿と
云ハ袿の大きなるをいふ太ニ縫ふる物也是ハ男の物ニハあらず次
人の着物なる故也 今武家の时服のるし それを着なして小袖を常
の袿にして着る也又小袿（コウチキ）と云物あり是ハ女の着る物也
裳（モ）唐衣（カラキヌ）なとを着る時小袿を着けす着る也

小袖のやうにてしろき袖之

一衣（キヌ）と云ハ装束乃下に着る物也絹狩衣の仕立小袖の如し
袖も広く袖小縫なる物也ハ略してある胡曽抄などにみゆ

一袷と云ハ衣と同し物也但袷ハ衣より少し短きせ

袷ト名付ル事ハ下カサネノ間ニ着ニ付ル故アイコメノ訓ニテアワセト云

衣モ袷モ身ノ両脇ヲハ袖ノ下ヨリスソニテヌヒフサザスヒタシナトノワキノ如し

一古ハ肩衣ニ引キ合キ沈柾三之院内府記ニ云半臂如
臂ト云装束ヲ公家衣裳ト称シ装束ノ下ヨリ半
臂ハ袖ヲ通サヌ物也引合スルヲ也半臂ノ俗称装束
ニ云ヒ又ハ半臂ト云書ニ記ス
衣ト云ヒ又ハ半臂ト称スル也肩衣ハ引キ合スルヲ半臂如肩
ゆへ半臂ハ形ヨ似ルヲ以テ名ケ肩衣ハ似ルヲ以テ名ケ
ハ袖ヲ通サヌ物也引合スルヲ半臂ト云ヒ又ハ肩衣ト云ヒ又ハ
ハなく大ニ違フ也

一禁色ハ冠位ノ部ニ記ス

一浮線綾ト云ハ綾ノ地ニ浮ヒ織リ出シタル綾ヲ浮線綾ト云ヒ織
文ハ線ヲ以テ織リ出シタル綾ヲ文綾ト云ヒ織物ノ名也
浮線綾綾ハ文ヲ織リ出シタル綾ヲ浮線綾ト云ヒ織物ノ名也

臥蝶乃丸ト云浮線蝶ノ丸ト云コレハアヤリ丸ニ

紋ヲ浮線綾ノ丸ト云ハ何ノ綾ニ多クハ
ト紋ヲ織リ出シタル綾ヲ指シテ云ヒ又ハ丸ト紋ノミヲモ
丸ト云ヒ又ハ一ツ紋ヲモ云ヒ又ハ一ツ紋ノミヲモ
限ラズ多ノ紋ヲモ織リ出シタル綾ヲモ皆浮線綾ト云ヒ
安ん元ニ永四五年四月廿二日乃後今ノ条ニ
しこを云ヒ織ホシ織リ出シタル綾ノ丸ヲ云也又伏見院宸
翰装束抄ニ上﨟壮年人浮線綾ト称シテ白浮織物又ハ
小石丸ト云ヒ霰其中ニ有唐菓ノ文ともニ見えたり
一二重織ハ又二倍織ト云ヒ織ハ綾ヲ云ヒ織ハ綾ヲ云ヒ

諸書當用抄云公方楓軍陣ハ平ニ袋ハ立織ハ立織ハ立織ハ

三ヲ減ずの
時後の文ヲハ
地文ヨ後文
ヲハ上文ヨリ
考ニハ後の文
ヲハ文
トハカリヲ

一条禅閤兼良公御作ノ書ヨリ

を云也 桃華蕊葉 親王已下装束乃条 云物要濃紫二倍織物地文亀甲上文白浮線綾文云ヒ是ハ濃キ紫色乃綾ヨ亀甲を織りしる色を亀甲の織り文乃ヨヲ白糸ヲ浮線綾の丸を組ひしる也

衣ノ色
出襖
表青黒ニテリ
表花田
此金襖
表青黄
ヨ表裏ニテ
是モ萌黄ニ
見タリ
右ノ襖ニモ
皆ニ

一白襖ト云色乃ヨ桃華蕊葉 胡曹抄 ヨ白襖 水色ノヨ トあり 此ヨ襖の字付しる色ハ皆青ク黒ミあり色ヲ云ヒ襖ヲ青ト同シヨニ云ヒなる歟 元来襖ハ装束の名ヨ非ス色の名ヨ非ス色ヲも襖ト云ヒ装束三品あり襖の物襖の事 襖ハ三品也 古ハ文字の冷ヲもなく青の字ヲ代ニ襖ノ字ヲも書ク也

一将襖ト云ハ物衣乃ヨヲヤ 名目抄ニ云将襖随身等

著ス舎人牛飼ノ用ル又将ス也 拾芥抄ニ将衣トシテ

一出衣ト云ハ出衣ヲ云ヒ衣ヲ出ス也 出ス時衣きぬヲ表ニ出ス也 不表裏相成物ニ非ス乃時ハ下ニきぬにはるものあり 左右よりて脇ヲ出ス也

衣ヲ名シ平ヨ垂衣ヲ云ヒ衣ヲ指ス乃中ニ云ヒ衣ヲ表ニ出ス色ヲ云ヒ也 出衣ヲ世俗浅深和抄桃華蕊葉ヨ見ヨ

一ハ一ツヨリ五ツヲ云ヒ乃衣ヨ裏ヲ付ヨ全ク世ヨ用ヒ来ル衣ヲ云ヒ也 名ハ桃華蕊葉ヲ初メ装束抄ニ

一退紅乃ヨ官位ヨ記ス也 退紅ハ名ありそよ

夫木抄ニ
権僧正公朝
入ヨ宮ヲまうち
ひのうちの
もりそし
又行基菩
薩の歌ニ
西ぐうの後
ぬひ
ぬひ
ぬひ
諸ニクルハ
クレハ
ナリ

一濯垂れる武具乃部ヲ記ス

一かとき袴也七人ハ差くらべ多也人唐記
又台ヲ称仰成ハ袴ヲ云ニ非ス乃ハカマニはくさぬにはくヲ云ヘシ義種ヲ衣服記ニ
ホ襪カハバカマ　おとこ袴ノ時着ヲいふ　近代也
袴衆袖細草袴行列ヲ云
又一体だおしとも紙あも　ひろ付ル檀那かし
ヲ袴ヲきそ着りるとあり

有徳院称ヲきるヲ時ハ
おどく仰成乃時ハ菖蒲革ノ袴ヲめされし由
ヲ時供なしりる人乃お袴せられし

一かときぬとハ革乃胴服ある　幡川記ヲかたきぬ
乃ふとくとくく又かときぬなどおみ衣人の唐革

一ぬり切勝のる後三年の戦ヒ絵元修
惟久ヲ
帰京の航ヲ絵りきるよ義家朝臣
ま思ぬりの切勝ヲきる神也供の人ハ庸のはれ切勝ヲ
右のぬり切勝ハ白星ヲ
ほろびて袖のみ残ル

一装束れ書る場袖ヲ云ハ袖二幅の内袖口の方ヲ一幅ヲ
半ヲ云ものあり
云也又のみヲとハ大頭のみ也又頭ヲハ領のみ也

一縞線綾ヲ云ハ古装束ヨ用ひ後ヨ縞織後ヲ云名
あり又志々羅地ヲも云ヲ

綟ちゞみ 蠕の字ちゞむともよむ也 地にちゞみと織る也 以上

じらのちりきを綟目也 地の綾と云也 紫冰の書にも右ら地の綾 然れば地の綾と云事あり

熟綟綾と云ハ熟しける綟にて織る綾也 熟ハ熟の字也

ハ随分精しく念を入るを云 糸よりしらへ念を入

極上の糸にて織る綾を熟綟綾と云也 極上綾を云也

一 魚綾れは 桃華蘂葉に魚陵山色にあり 然れども

羊治西諸にちやくし 西源左らにハ生年十九さいと称く

としのぎよとしれひされとあり 同名考の末に八行り を行りぬきとあり非 又添年

盛衰記廿九の巻にも長保ハ條紅色の魚綾の直垂とあり

又同書同巻に右を房佐為盛魚綾の直垂とあり又同書

魚陵魚綾トモアリ

三十帖巻に薩摩守忠親秘蘆穂の生絹魚綾の直垂（糸ヲ練リテ織ル之）

とあり 薩摩青之 是等を合せ考ふれば魚綾と云ハ色の名

ではあらず綾乃名也 綾乃紋に浪に魚の形なとを織

りたる魚浪と云名を付けたる也 詳なる事ハ追ひて考ふべし

魚浪 魚陵しるす 是ヨリ書五ねんとに記ス

一 纔着と云ハ壮衆かたけをせ人のたけとひとしくなる

を云 宸翰装束抄に纔着 きるや とあり

纔着 するきにいえ

一 褻衣の直垂ハ武家にかぎり用ひしにハあらず上古に

公家にも用ひられし也 壬生忠見の家集に

何ろ人のひたゝれをえさせんとあるうしを

忠見ハ拾遺 壬生忠岑八子 父忠岑ハ天暦年中人也 右今集作者なり

あへうしるひとるとます

是歌の事うきせあるハ有也 ...

又玉章と云ふ
兰若ヨリ有ル
歴史ノ詠ノこと
書ニ詳ナリ
玉章ハ玉ニ
ミそト云ニ人アリ
あやまり〳〵天
暦年中院ニ
アリシテリ

「行者の宿ともいもぜ（じゃ）もとめ（ま）みよ（ハ）のなげ（ぎ）うち（ニ）

一山伏乃あるかけとを知ろし
乃名也聖護院殿の家
ところもと云ふきらら

とをんの
誉り未
四ねメアリ

不動ケ聖
護院流ニ条
ノケサ付前
ノ羽黒流ニ金
ノリンホウノ付」
三宝院流ニハ
臨ケサ用ル
夫木抄ニ衣笠内大

楽乃あるとを語よも
義経記巻七りめの巻山ま
たきゝあぎてれむ法ん
ことまひるむさし

ぎけ（ぎ）ハ衣の名なり
宇院指遣巻ニ
衣ニ条ニさる歩人のむつるをゆて
おること見き
るものゝ衣の
ニーうさま
不動袈裟ケ
木綿ヲ袈
孫乃たるう
ふうまみしる院作ニ

袈裟ハ不動袈裟と
と云ハ法ん乃ゆくなる
義経記巻七判官ハ
又とをん
ありなんとぞ
又衣ニ
大峯近巻ニ
大峯宿修驗
笈ノ条ニ云
衣と改め
ありとも
柿の衣ヲ
ろケ野郡
着半ニ長
ニ

笈の条ヨ判官ハ
衣ニ条ニ
白キ小袖ニやまず付
ひむろ多をいうまき
ありて又衣ハ大せんぢう
月のさまでひしろ
そ乃れ袖ぶり多
もて袴のくろぬがらふ
ゆひて新高ゆ長ときんを

ぞさけうなるとあり

一 練色乃るを明月記ニ云文暦二年二月九日春日祭使
少将自内府亭出立下向云々次前駈六人大夫将監忠保
唐綾柳狩衣 知資 青狩衣 行光 白織裡 皆見えたり
紫衣 唐紅衣 練色
又東鑑巻四ニ于時改以前御装束 練色水干 著素し
服給と有り 練色ハ古るをハ末ニ記ス 又練色清少納言枕
草子にも見えたり 練色のるを是より末十六枚アリ

一 礒おりぬ壺ニ神祇の部ニ記ス 此部ニ入へき見合へし

一 こびれ服のきしろ あはせの服のきしろ なじし云ハ大くし

ひれるそ麦細少神祇の部ニ出る し見合へし

一 狩装束ハ鹿狩の装束也 狩衣ハ袖なれそと見ゆる也出立ハ（今時の狩衣袖とハ異なり）
長袴の記ニ云へしり箙ハ鹿箙 一名狩ヤナグヒ を負ひ也 内記ニ云へり
矢ハ鹿矢 シシヤ 一名野矢ともに云 を用又征矢なとも用ひ縢をさくし立
色し笠をかぶる 菅笠物語ニ見えたり 狩の笠ハ行
縢とも云 我物語にあり 行縢と云ハ行縢 アシロ 網代笠なるへし 十郎
祐成の行縢ハあやむらさき 白貝のかへし 赤き行の笠五郎時致の笠を
うす紅むらさき 赤き白貝の人の行笠工藤祐経の笠ハ
てらしまきるの行縢河津三郎の笠矢 タトラ 見えたり
行笠と曽我物語ニ見えたり 古へハ笠着せんとん笠二尺
吹せ笠と同様に見えたり 何れもめくらにて
菱形ならす

一袍（ほう）　袍ハ衆芳ノ附上ニ着ルヲ云ウヘノキスト云モノナリ

闕腋（けってき）　闕腋ノ袍ハ右名儀ニ着ル袍ヲ云ヲ縫腋（ほうえき）ト云ヘリ　闕腋（けってき）ト云ハ袍ノ左右ノ脇ヲ縫ハスシテ闕（ケッ）タルヲ云ヘリ　縫腋（ほうえき）ト云ハ袍ノ左右ノ脇ヲ縫（ヌヒ）タルヲ云ヘリ　闕腋（けってき）ノ袍ハ公事ノ時ノ着ヲ云ヘリ　縫腋（ほうえき）ノ袍ハ常ノ着ヲ云ヘリ

一おり　おりハ織物（おりもの）ノ惣名（そうみょう）也　おりハ禁中（きんちゅう）ニテハ織（おり）ト書（かく）ヘシ

一牡丹（ぼたん）　牡丹（ぼたん）ハ花（はな）ノ名（な）也　牡丹（ぼたん）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ牡丹（ぼたん）ト書（かく）ヘシ

一桃華（とうか）　桃華（とうか）ハ葉（よう）ノ名（な）也　桃華（とうか）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ桃華（とうか）ト書（かく）ヘシ

一練貫（ねりぬき）　練貫（ねりぬき）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　練貫（ねりぬき）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ練貫（ねりぬき）ト書（かく）ヘシ

一綾（あや）　綾（あや）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　綾（あや）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ綾（あや）ト書（かく）ヘシ

一羅（うすもの）　羅（うすもの）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　羅（うすもの）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ羅（うすもの）ト書（かく）ヘシ

一縠（こめ）　縠（こめ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　縠（こめ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ縠（こめ）ト書（かく）ヘシ

一紗（しゃ）　紗（しゃ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　紗（しゃ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ紗（しゃ）ト書（かく）ヘシ

一綸子（りんず）　綸子（りんず）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　綸子（りんず）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ綸子（りんず）ト書（かく）ヘシ

一繻子（しゅす）　繻子（しゅす）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　繻子（しゅす）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ繻子（しゅす）ト書（かく）ヘシ

一唐織（からおり）　唐織（からおり）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　唐織（からおり）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ唐織（からおり）ト書（かく）ヘシ

一金襴（きんらん）　金襴（きんらん）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　金襴（きんらん）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ金襴（きんらん）ト書（かく）ヘシ

一錦（にしき）　錦（にしき）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　錦（にしき）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ錦（にしき）ト書（かく）ヘシ

一紋（もん）　紋（もん）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　紋（もん）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ紋（もん）ト書（かく）ヘシ

一綿（わた）　綿（わた）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　綿（わた）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ綿（わた）ト書（かく）ヘシ

一布（ぬの）　布（ぬの）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　布（ぬの）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ布（ぬの）ト書（かく）ヘシ

一麻（あさ）　麻（あさ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　麻（あさ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ麻（あさ）ト書（かく）ヘシ

一苧（からむし）　苧（からむし）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　苧（からむし）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ苧（からむし）ト書（かく）ヘシ

一葛（くず）　葛（くず）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　葛（くず）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ葛（くず）ト書（かく）ヘシ

一藤（ふじ）　藤（ふじ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　藤（ふじ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ藤（ふじ）ト書（かく）ヘシ

一皮（かわ）　皮（かわ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　皮（かわ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ皮（かわ）ト書（かく）ヘシ

一革（かわ）　革（かわ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　革（かわ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ革（かわ）ト書（かく）ヘシ

一毛（け）　毛（け）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　毛（け）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ毛（け）ト書（かく）ヘシ

一羽（はね）　羽（はね）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　羽（はね）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ羽（はね）ト書（かく）ヘシ

一骨（ほね）　骨（ほね）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　骨（ほね）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ骨（ほね）ト書（かく）ヘシ

一角（つの）　角（つの）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　角（つの）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ角（つの）ト書（かく）ヘシ

一牙（きば）　牙（きば）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　牙（きば）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ牙（きば）ト書（かく）ヘシ

一玉（たま）　玉（たま）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　玉（たま）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ玉（たま）ト書（かく）ヘシ

一石（いし）　石（いし）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　石（いし）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ石（いし）ト書（かく）ヘシ

一金（かね）　金（かね）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　金（かね）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ金（かね）ト書（かく）ヘシ

一銀（しろがね）　銀（しろがね）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　銀（しろがね）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ銀（しろがね）ト書（かく）ヘシ

一銅（あかがね）　銅（あかがね）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　銅（あかがね）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ銅（あかがね）ト書（かく）ヘシ

一鉄（くろがね）　鉄（くろがね）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　鉄（くろがね）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ鉄（くろがね）ト書（かく）ヘシ

一鉛（なまり）　鉛（なまり）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　鉛（なまり）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ鉛（なまり）ト書（かく）ヘシ

一錫（すず）　錫（すず）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　錫（すず）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ錫（すず）ト書（かく）ヘシ

一真鍮（しんちゅう）　真鍮（しんちゅう）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　真鍮（しんちゅう）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ真鍮（しんちゅう）ト書（かく）ヘシ

一鉄砲（てっぽう）　鉄砲（てっぽう）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　鉄砲（てっぽう）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ鉄砲（てっぽう）ト書（かく）ヘシ

一弓（ゆみ）　弓（ゆみ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　弓（ゆみ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ弓（ゆみ）ト書（かく）ヘシ

一矢（や）　矢（や）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　矢（や）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ矢（や）ト書（かく）ヘシ

一刀（かたな）　刀（かたな）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　刀（かたな）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ刀（かたな）ト書（かく）ヘシ

一槍（やり）　槍（やり）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　槍（やり）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ槍（やり）ト書（かく）ヘシ

一薙刀（なぎなた）　薙刀（なぎなた）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　薙刀（なぎなた）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ薙刀（なぎなた）ト書（かく）ヘシ

一鎧（よろい）　鎧（よろい）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　鎧（よろい）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ鎧（よろい）ト書（かく）ヘシ

一兜（かぶと）　兜（かぶと）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　兜（かぶと）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ兜（かぶと）ト書（かく）ヘシ

一甲（よろい）　甲（よろい）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　甲（よろい）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ甲（よろい）ト書（かく）ヘシ

一盾（たて）　盾（たて）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　盾（たて）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ盾（たて）ト書（かく）ヘシ

一鞍（くら）　鞍（くら）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　鞍（くら）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ鞍（くら）ト書（かく）ヘシ

一鐙（あぶみ）　鐙（あぶみ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　鐙（あぶみ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ鐙（あぶみ）ト書（かく）ヘシ

一轡（くつわ）　轡（くつわ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　轡（くつわ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ轡（くつわ）ト書（かく）ヘシ

一手綱（たづな）　手綱（たづな）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　手綱（たづな）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ手綱（たづな）ト書（かく）ヘシ

一鞭（むち）　鞭（むち）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　鞭（むち）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ鞭（むち）ト書（かく）ヘシ

一車（くるま）　車（くるま）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　車（くるま）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ車（くるま）ト書（かく）ヘシ

一輪（わ）　輪（わ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　輪（わ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ輪（わ）ト書（かく）ヘシ

一轅（ながえ）　轅（ながえ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　轅（ながえ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ轅（ながえ）ト書（かく）ヘシ

一船（ふね）　船（ふね）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　船（ふね）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ船（ふね）ト書（かく）ヘシ

一櫂（かい）　櫂（かい）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　櫂（かい）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ櫂（かい）ト書（かく）ヘシ

一帆（ほ）　帆（ほ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　帆（ほ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ帆（ほ）ト書（かく）ヘシ

一碇（いかり）　碇（いかり）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　碇（いかり）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ碇（いかり）ト書（かく）ヘシ

一綱（つな）　綱（つな）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　綱（つな）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ綱（つな）ト書（かく）ヘシ

一縄（なわ）　縄（なわ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　縄（なわ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ縄（なわ）ト書（かく）ヘシ

一糸（いと）　糸（いと）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　糸（いと）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ糸（いと）ト書（かく）ヘシ

一針（はり）　針（はり）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　針（はり）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ針（はり）ト書（かく）ヘシ

一鋏（はさみ）　鋏（はさみ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　鋏（はさみ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ鋏（はさみ）ト書（かく）ヘシ

一刀子（こがたな）　刀子（こがたな）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　刀子（こがたな）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ刀子（こがたな）ト書（かく）ヘシ

一小刀（こがたな）　小刀（こがたな）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　小刀（こがたな）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ小刀（こがたな）ト書（かく）ヘシ

一筆（ふで）　筆（ふで）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　筆（ふで）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ筆（ふで）ト書（かく）ヘシ

一墨（すみ）　墨（すみ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　墨（すみ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ墨（すみ）ト書（かく）ヘシ

一硯（すずり）　硯（すずり）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　硯（すずり）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ硯（すずり）ト書（かく）ヘシ

一紙（かみ）　紙（かみ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　紙（かみ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ紙（かみ）ト書（かく）ヘシ

一帳（ちょう）　帳（ちょう）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　帳（ちょう）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ帳（ちょう）ト書（かく）ヘシ

一屏風（びょうぶ）　屏風（びょうぶ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　屏風（びょうぶ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ屏風（びょうぶ）ト書（かく）ヘシ

一障子（しょうじ）　障子（しょうじ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　障子（しょうじ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ障子（しょうじ）ト書（かく）ヘシ

一襖（ふすま）　襖（ふすま）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　襖（ふすま）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ襖（ふすま）ト書（かく）ヘシ

一畳（たたみ）　畳（たたみ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　畳（たたみ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ畳（たたみ）ト書（かく）ヘシ

一敷物（しきもの）　敷物（しきもの）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　敷物（しきもの）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ敷物（しきもの）ト書（かく）ヘシ

一座（ざ）　座（ざ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　座（ざ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ座（ざ）ト書（かく）ヘシ

一机（つくえ）　机（つくえ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　机（つくえ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ机（つくえ）ト書（かく）ヘシ

一台（だい）　台（だい）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　台（だい）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ台（だい）ト書（かく）ヘシ

一膳（ぜん）　膳（ぜん）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　膳（ぜん）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ膳（ぜん）ト書（かく）ヘシ

一椀（わん）　椀（わん）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　椀（わん）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ椀（わん）ト書（かく）ヘシ

一皿（さら）　皿（さら）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　皿（さら）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ皿（さら）ト書（かく）ヘシ

一鉢（はち）　鉢（はち）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　鉢（はち）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ鉢（はち）ト書（かく）ヘシ

一瓶（かめ）　瓶（かめ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　瓶（かめ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ瓶（かめ）ト書（かく）ヘシ

一壺（つぼ）　壺（つぼ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　壺（つぼ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ壺（つぼ）ト書（かく）ヘシ

一樽（たる）　樽（たる）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　樽（たる）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ樽（たる）ト書（かく）ヘシ

一桶（おけ）　桶（おけ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　桶（おけ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ桶（おけ）ト書（かく）ヘシ

一箱（はこ）　箱（はこ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　箱（はこ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ箱（はこ）ト書（かく）ヘシ

一籠（かご）　籠（かご）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　籠（かご）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ籠（かご）ト書（かく）ヘシ

一笊（ざる）　笊（ざる）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　笊（ざる）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ笊（ざる）ト書（かく）ヘシ

一篩（ふるい）　篩（ふるい）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　篩（ふるい）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ篩（ふるい）ト書（かく）ヘシ

一臼（うす）　臼（うす）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　臼（うす）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ臼（うす）ト書（かく）ヘシ

一杵（きね）　杵（きね）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　杵（きね）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ杵（きね）ト書（かく）ヘシ

一鍋（なべ）　鍋（なべ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　鍋（なべ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ鍋（なべ）ト書（かく）ヘシ

一釜（かま）　釜（かま）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　釜（かま）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ釜（かま）ト書（かく）ヘシ

一竈（かまど）　竈（かまど）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　竈（かまど）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ竈（かまど）ト書（かく）ヘシ

一炉（ろ）　炉（ろ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　炉（ろ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ炉（ろ）ト書（かく）ヘシ

一火鉢（ひばち）　火鉢（ひばち）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　火鉢（ひばち）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ火鉢（ひばち）ト書（かく）ヘシ

一灯籠（とうろう）　灯籠（とうろう）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　灯籠（とうろう）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ灯籠（とうろう）ト書（かく）ヘシ

一燭台（しょくだい）　燭台（しょくだい）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　燭台（しょくだい）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ燭台（しょくだい）ト書（かく）ヘシ

一行灯（あんどん）　行灯（あんどん）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　行灯（あんどん）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ行灯（あんどん）ト書（かく）ヘシ

一提灯（ちょうちん）　提灯（ちょうちん）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　提灯（ちょうちん）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ提灯（ちょうちん）ト書（かく）ヘシ

一松明（たいまつ）　松明（たいまつ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　松明（たいまつ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ松明（たいまつ）ト書（かく）ヘシ

一蠟燭（ろうそく）　蠟燭（ろうそく）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　蠟燭（ろうそく）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ蠟燭（ろうそく）ト書（かく）ヘシ

一油（あぶら）　油（あぶら）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　油（あぶら）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ油（あぶら）ト書（かく）ヘシ

一酒（さけ）　酒（さけ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　酒（さけ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ酒（さけ）ト書（かく）ヘシ

一醤油（しょうゆ）　醤油（しょうゆ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　醤油（しょうゆ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ醤油（しょうゆ）ト書（かく）ヘシ

一酢（す）　酢（す）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　酢（す）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ酢（す）ト書（かく）ヘシ

一塩（しお）　塩（しお）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　塩（しお）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ塩（しお）ト書（かく）ヘシ

一味噌（みそ）　味噌（みそ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　味噌（みそ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ味噌（みそ）ト書（かく）ヘシ

一醤（ひしお）　醤（ひしお）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　醤（ひしお）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ醤（ひしお）ト書（かく）ヘシ

一酢醤（すひしお）　酢醤（すひしお）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　酢醤（すひしお）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ酢醤（すひしお）ト書（かく）ヘシ

一魚（うお）　魚（うお）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　魚（うお）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ魚（うお）ト書（かく）ヘシ

一鳥（とり）　鳥（とり）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　鳥（とり）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ鳥（とり）ト書（かく）ヘシ

一獣（けもの）　獣（けもの）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　獣（けもの）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ獣（けもの）ト書（かく）ヘシ

一貝（かい）　貝（かい）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　貝（かい）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ貝（かい）ト書（かく）ヘシ

一海老（えび）　海老（えび）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　海老（えび）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ海老（えび）ト書（かく）ヘシ

一蟹（かに）　蟹（かに）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　蟹（かに）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ蟹（かに）ト書（かく）ヘシ

一蛸（たこ）　蛸（たこ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　蛸（たこ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ蛸（たこ）ト書（かく）ヘシ

一烏賊（いか）　烏賊（いか）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　烏賊（いか）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ烏賊（いか）ト書（かく）ヘシ

一鯛（たい）　鯛（たい）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　鯛（たい）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ鯛（たい）ト書（かく）ヘシ

一鰹（かつお）　鰹（かつお）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　鰹（かつお）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ鰹（かつお）ト書（かく）ヘシ

一鮭（さけ）　鮭（さけ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　鮭（さけ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ鮭（さけ）ト書（かく）ヘシ

一鰯（いわし）　鰯（いわし）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　鰯（いわし）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ鰯（いわし）ト書（かく）ヘシ

一鯖（さば）　鯖（さば）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　鯖（さば）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ鯖（さば）ト書（かく）ヘシ

一鰒（あわび）　鰒（あわび）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　鰒（あわび）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ鰒（あわび）ト書（かく）ヘシ

一海苔（のり）　海苔（のり）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　海苔（のり）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ海苔（のり）ト書（かく）ヘシ

一昆布（こんぶ）　昆布（こんぶ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　昆布（こんぶ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ昆布（こんぶ）ト書（かく）ヘシ

一若布（わかめ）　若布（わかめ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　若布（わかめ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ若布（わかめ）ト書（かく）ヘシ

一海松（みる）　海松（みる）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　海松（みる）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ海松（みる）ト書（かく）ヘシ

一海藻（もずく）　海藻（もずく）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　海藻（もずく）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ海藻（もずく）ト書（かく）ヘシ

一海鼠（なまこ）　海鼠（なまこ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　海鼠（なまこ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ海鼠（なまこ）ト書（かく）ヘシ

一海月（くらげ）　海月（くらげ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　海月（くらげ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ海月（くらげ）ト書（かく）ヘシ

一海胆（うに）　海胆（うに）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　海胆（うに）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ海胆（うに）ト書（かく）ヘシ

一海鞘（ほや）　海鞘（ほや）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　海鞘（ほや）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ海鞘（ほや）ト書（かく）ヘシ

一海栗（うに）　海栗（うに）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　海栗（うに）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ海栗（うに）ト書（かく）ヘシ

一海老（えび）　海老（えび）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　海老（えび）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ海老（えび）ト書（かく）ヘシ

一蟹（かに）　蟹（かに）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　蟹（かに）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ蟹（かに）ト書（かく）ヘシ

一蛸（たこ）　蛸（たこ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　蛸（たこ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ蛸（たこ）ト書（かく）ヘシ

一烏賊（いか）　烏賊（いか）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　烏賊（いか）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ烏賊（いか）ト書（かく）ヘシ

一鯛（たい）　鯛（たい）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　鯛（たい）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ鯛（たい）ト書（かく）ヘシ

一鰹（かつお）　鰹（かつお）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　鰹（かつお）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ鰹（かつお）ト書（かく）ヘシ

一鮭（さけ）　鮭（さけ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　鮭（さけ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ鮭（さけ）ト書（かく）ヘシ

一鰯（いわし）　鰯（いわし）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　鰯（いわし）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ鰯（いわし）ト書（かく）ヘシ

一鯖（さば）　鯖（さば）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　鯖（さば）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ鯖（さば）ト書（かく）ヘシ

一鰒（あわび）　鰒（あわび）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　鰒（あわび）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ鰒（あわび）ト書（かく）ヘシ

一海苔（のり）　海苔（のり）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　海苔（のり）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ海苔（のり）ト書（かく）ヘシ

一昆布（こんぶ）　昆布（こんぶ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　昆布（こんぶ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ昆布（こんぶ）ト書（かく）ヘシ

一若布（わかめ）　若布（わかめ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　若布（わかめ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ若布（わかめ）ト書（かく）ヘシ

一海松（みる）　海松（みる）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　海松（みる）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ海松（みる）ト書（かく）ヘシ

一海藻（もずく）　海藻（もずく）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　海藻（もずく）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ海藻（もずく）ト書（かく）ヘシ

一海鼠（なまこ）　海鼠（なまこ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　海鼠（なまこ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ海鼠（なまこ）ト書（かく）ヘシ

一海月（くらげ）　海月（くらげ）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　海月（くらげ）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ海月（くらげ）ト書（かく）ヘシ

一海胆（うに）　海胆（うに）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　海胆（うに）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ海胆（うに）ト書（かく）ヘシ

一海鞘（ほや）　海鞘（ほや）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　海鞘（ほや）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ海鞘（ほや）ト書（かく）ヘシ

一海栗（うに）　海栗（うに）ハ絹（きぬ）ノ惣名（そうみょう）也　海栗（うに）ハ禁中（きんちゅう）ニテハ海栗（うに）ト書（かく）ヘシ

フタウハ
字音や
和名抄ニ
衣比加宣
良乃美

一蒲菊深のゝ日本紀天武天十四年秋七月乙巳朔庚午
初定明衣已下進位已上之朝服色中暑〔一日ノ位色〕進位深蒲菊
進住浅蒲菊○衣服令曰凡服色者白黄丗中暑蒲菊
義解云蒲菊者紫色之最淡者也負大云是○延
喜縫殿式云蒲菊綾一足浅蒲菊也
薪四十斤帛一疋紫草一斤酢一合灰二斗
○按紫色ハ今世京紫ト云色也蒲菊ハ今世江戸
紫ト云色ニタトヘテ云ハヽ花菖蒲ノ花ノ紫
也社若ノ花ハ蒲菊色ナリ
京紫ハ赤ミ有ル方ナタリ
江戸紫ハ青気カナリ
一衣ひぢと衣蒲菊深と書てゑびぞめとよむも也蒲菊
ゑびぞめと同

一位深紫
二位三位
服ノ条
ニ見ユ

壮若ヨリ
ホノ色ニソメ
ハ深蒲菊也

を衣色びといひ又色ともの
ゆゑ紫色をゑびぞめと云ハヽ濃紫ハ色思ひ一色ハ一位ハ
人乃袍乃色也禁色ニシテ二位半の人ニ着ル事ヲ禁制也
二位三位の人ハ浅紫の袍を着ス浅紫ハ悪ひ
着ル紫とよむ也中世紫乃ゝもいコキモウスキアヒ竹ヨリ少青気アリ
ろあさき紫色を云ハヽ深と色ハ同色也蒙古白水色也
を深仲ともよめる歌よ
もみぢするものゝ色ハ時雨ゆゑ
一曳榜の赤土ニ染ル榜ヒカチ
布の赤土ニ染ル榜ヒカチ
東鑑巻ノ二ニ曳榜直垂ト云ヘリ平家物語巻ハニカキノヒタヽレトアリ同ジ

烏陵ある ミモアリ

一烏陵の事　前ニ記スルニ又烏龍とも書也鎌倉
年中行事ニ云（正月三日条ニ）御成長様以下御装束定ル事ナシ紅
陽子ハ御三重様上着様ノ御ハ不及云ニ及ハ袴絵書縫
物織物以下可為任随意但臙粉入等ノ織物香地朽葉
烏龍貫白蒼色之練貫黄練貫朽葉練貫
等女房被召事なきなり

一山伏のときん乃事　古のときんハ今の世ニ山伏ともれ
いふる物とハ形違ふ　職人尽歌合の絵（り画）土佐光信に見へ
しる山伏のときんめ也

古画ニ見タルトキンハ皆如此トキンハツキシナリ後代ニハカブリシテ額ニ置ナリ

ときん

職人尽絵

又相州遊行寺の什物一遍上人御伝記乃絵も土佐絵
也其絵の内熊野権現の御形を山伏姿ニ画きたる
もときんの形右のことく少して耳の前面の頬の辺まで
ときんより下りて顎ニ付紐の如く結ひたりその長サ
足まで其ごとく雅也是ハ長頭巾と云物也と伝ふるや
る由山名陸明伝ふるよし義経記ニ安宅ノ山伏
姿ニ成しるを兼ぬる新宮ゆへの長ときんをぞまげ
るものなり　と云り然ならくハ長ときんを用
ゐる事なるべし　何れも今の世のときんとハ違ひたり

一浅沓を本ニて作る相也事を彫り作る也　但其の甲ト下ト

二ツ共今ハ赤よて足くゝりてぬる也浅沓の形左の如し

公家ニて常ニ着る沓也

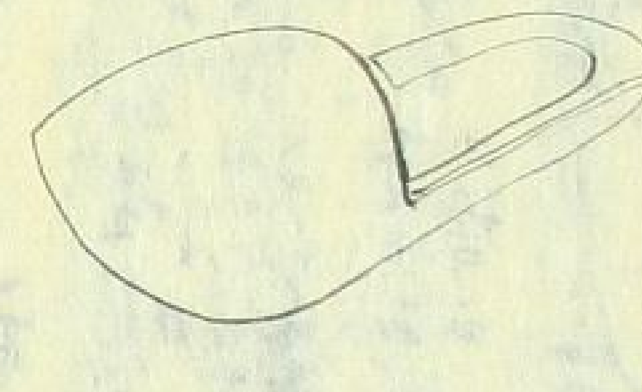

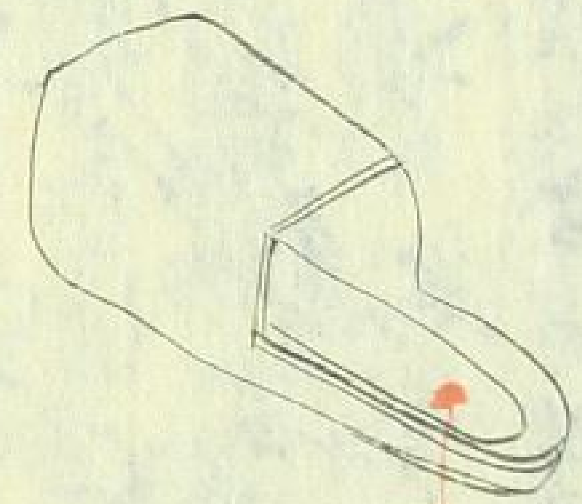

公卿乃めしハ浅沓ハ比底を下へさしみと云装束のきれニてもる也武家ニてハ何のきれニても也平絹なとを用ゆ

右の浅沓ハ武家ニても式の大的の時はく也

一 鼻高といふ沓ハ浅沓の鼻を高く指上ケて作りたる也

此公卿ノ卿ニ見ゆ

一 深沓ハ靴といふ沓の事也物具抔ニ靴深沓同しく着る

靴の絵図ハ装束図式ニ入てあり見るへし

一 襖乃事（狩襖ヲ略シテ襖ト云也本ノ襖ハ武官ノ着スル闕腋ノ袍也）古今著聞集巻五ノ和歌ノ部ニ云和泉式部無下ニ稲

荷へ参けるに田中明神の程にて時雨のしけるにいかゝすへきと思ひけるに田かりける童のあをといふ物をかりてきて参りにけり下向の程にはれにけれハ此あをかへしとらせてけりさて次日式部見出しけれハ大やかなる童の文もちてたゝすみけるをあれハ何者そといへハ此あをのぬしの童なりといひて文をさし入れたるを見れハ時雨する稲荷の山のもみち葉ハ青かりしより思ひそめてきと書たりけり式部あはれと思ひて此童をよひてといひてひくとよひ入きかりてかんさく右の田かる者乃きしる物をハ布襖（狩衣白）なるへし

前ニ記ス所の大紋也袖を締緒かとりまきなと襖ハ待者ハ着へカラス

襖ノ事ハ上ニ下四枚目ニ見タリ

襖ト云ハ伝云昔ハ浅道博士ナドハ装束執スルナカリケルニヤ先案ト云々陰陽師此ノ時アサミシケナルヒテノキヌ袴更ニヒラクツハキテ東門院ノ御産ヒシモカンテ中門ヨリ今ハシカシノ間ヨリ登リテアトコロヨリ白虫ヲ取出シテカウヲノヒラゲタテヽ大エモシテコロシテリウハキヌノシタニキヌノシタニハ布ノ襖ト云物ヲソキタリケルコトハ布ノ襖ハ卿襖也堂上ノ人ノキサルモノナルユヘ布ノ襖トイフモノトハ記シタルナリ右ノ先ハ未ト

一 褻乃袴（アヘ）ト云古書ニアルハ将襖乃袴ヲ意（将襖ハ将衣ノ事也 将襖ノ事ハ別ニ委記ス）将襖乃袴（将襖ノ事ハ別ニ委記ス）トモ将衣ノ袴トモ云ヒ又ハ褻ノ袴トモ云ヒ（褻ハカルモノニテナリ）古ヘハ将衣ノ袴ナリ（将衣ノ袴ハ狩衣ノ袴ニ同シ）将襖乃袴ト云ハ必ス指貫ナリ（指貫ハ袴ノ一種ニテ裾ニ紐ヲ通シ括リ上ルモノナリ）指貫ニハ種々ノ品アリ集メテ六箇條ニ記ス（別ニ委記ス）花田ノ比ヒトエノ衣ヲ着シ冠ヲ帽子ニ改メ（帽子ハ冠ノ如キ物ニテ冠ヨリ略儀ノ服ナリ）指貫ヲ袴ニ改メ（袴ハ指貫ノ如キ物ニテ指貫ヨリ略儀ノ服ナリ）キテ下ハ褻袴ヲ着ルヲ意

一 けさ（三衣ノ一ニテ僧ノ着ル衣ナリ）モ俗ノ武具ノ部ニ記ス

一 袖ハ素襖乃袖ヲ約メサセタルヲ云（左右ノ袖ノ下ヲモ約ルナリ）三衣一統ニ云ヒ習ハセルノ人アリ（三衣一統ニ云ヒ習ハセルノ人アリ 袈裟百五十条人礼ノ立ニ乃人仕礼 東袖但草ノ行リ行リ）ト云ヒ又ハ素襖袖細ト云ヒ又ハ袖細ト云ヒ（袖細ハ袖ノ下ヲ縫ハヌ袖ナリ）又云ヒ人ノ如ク上下又ハ袖細ク

左の袖を細くして着用也 袈裟ハ双紙ニ委記ス

一 水衣（キヌダイ）ト云ハ袈裟ヲ着ル人ナシ 東鑑巻五十文應二年 晋北谷（ニヤト）ノ侍従宗世朝臣布衣也 右大辨入道真親 袈裟ヲ着ス 水衣袋乃字ヲ又宮射ト書也 三光院内府記ニ云法躰装束等シ事 参内（サンダイ）ニハ宮躰（キウダイ）下ハ指貫ニ如 袍着袈裟ヲ 鈍色表袴香ノ重ネ衣香袈裟 数珠（ジュズ）右大納言ヨリ参議ヨリ法躰ノ人ハ着用之ハ円々ニハ素銀ノ二重袴ヲ着ス云々

趣ヲ記ダリ 西三條家ノ抄ヲ引テ右ノ 三光院内府記ニモ

一 十二月早ト云名目古ヨリ也 陸奥盛衰記巻四十三位禅尼令伝 （後ニ三年七月ノ日節ヲ付テ伝ヘラレシ云々紅葉ノ二ノ枝ヲ折テ云々）

盛裏記ハ
清宮大納言時長卿ノ作ヤ
シカレハ右壹ノ冠ハ
上ニ十二單ノ云
名目アリシカ
田舎詞ニテラス

建礼門院ノ
一条ニ
女院ハ落日ヲ
ハシテつきノ海ヨリ
出ルカ如シト云

一天子の御冠ハ金焼石ノ御冠ノ第七ヲ左右ノ左袂
神事ノ時ハ御幣ヲ
ソノ御冠ノ上ニ
カタカギトハ
カタカナノ
ノ字ノ如シ

績
ウミ

一天子の御冠ハ金御幣ノ冠トモ名ケ
常の冠ハ形ノ
櫻ヲ冠ノ後リ巾子ノ上ヲ
ヲソレヲ上ヘヲレテ後ヘ
結セカケ
ハリ羅ハ蓑形ノ文アリ
文ノ御冠トハ御冠ヲ
ヲリ返シ

一天子の御冠ハ金巾子ノ前ヲ
ヲル処モ櫻ヲ
上ヘ折返シ又ハ上ヘ折返ス
並ニ檜紙ヲ合セテ
巾子ヲ入ル櫻ヲ巾子ノ
ソノ御冠ハ
同一枚ナリ
用ラレス金巾子ヲ

巾子紙

一 裘代乃字おほく記ス 裘袋乃字左のめし 袋の字 装束代の字を用るもあり
宮躰乃字ハ略用ゐる
キウタイ タノ字ニゴラズスミテ云也
三光院殿ノ記ニハ宮躰トアリ
東鑑ニハ裘代袋トアリ
何レも假字也

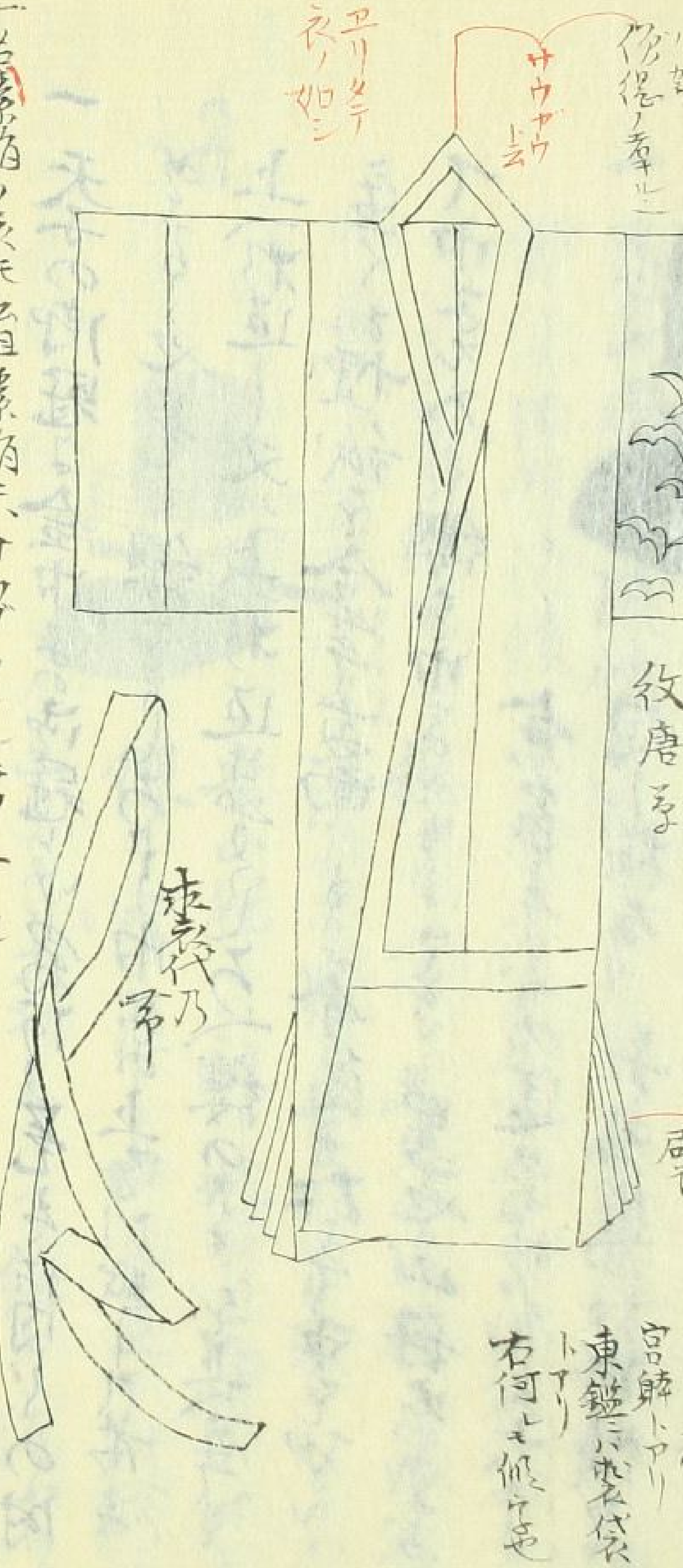

一名素絹ノ衣トモ云 但素絹ニハサウガウナシ常ニ立リ也
身丈桜素絹トモ云 織文ナキ生絹ニテ縫タルヲ云ナリ
文ナキ工ハ素絹ノ裘代ト云

裘代ハ法皇御召 又ハ諸門跡方着用あり 南殿御案内の時乃きめさらるゝよし 裘の御服にハあらず 裘代とハ裘に代るの意なるべし 裘ハ毛皮にて縫ひたる衣なり 隠者などの服なり

一 装束に打と云事あり 紅の打衣などの類也 是ハ板にて打て光をおこしたる也 後世ハ板引にて光の段にすりて打といふ也 草花紫苑の下に萌る草ハ春冬ハフクサバリ 夏秋ハ板引を用るなり

一 板引といふハうるしぬりの板に絹に糊を付て張付して 乾かせバ光ありてなり 蝋をぬりしてもする也 平絹も綾も板引もスルナリ

一 引倍木とも書へきとも云ハ板引のこと也 板にあてゝひきへぎたる 引倍木とも云

一 瑩 瑩ノ字ヲ略シ用ユ 又ミガクとよむ 瑩ノ字ヲエイトヨム ともいふハ張したる絹を貝にてみがきたる也

てえりをおスを云也　布本也或ハ生絹ノ是ヲ着ル二衣単ヲヨカサヌ狩衣如シ

一浄衣と云ハ白き狩衣也裁縫ともすれ

一素服ともあるハ色ともものゝ山ゝの外と記ス　張ハ別ノ白布ノ狩衣ヲ張テ是ハソリフハク張ル衣単ナトノ重ルフハフシ

一冠子厚額高額半額透額乃至あり厚額透額の二ツハ近代ハ絶て名のミ残

二品ハ今もつかふ　頁丈按右ノ図ヲ見テ思フニ厚額ハ額高ク薄額ハ額低ク半額ハ厚額ト薄額トノ中間ナルヘシ透額ハ額ノ上半月形ニカキヨシテ羅ヲ張也

一襖ともある衣服令定式等を拙考ニハ近衛府乃官人乃服ニて

亦の闕腋の袍　闕腋トハ左右ノ両腋ヲヌヒフサガザルヲ云

其信ニよりて色ニ差別ありて袍を位袍と云武官ハ位襖と記されて襖

ハ衣服令定式近来を論じて武官の着ル闕腋の袍の

ゐる也とて是ハ別ニ疑あるを是　説の紫朱ハ浅深ありて縹ハ浅キ方ノ色ト云ヲ云ニ色ト疑カハシキ説アリ

一狩襖と云ハ即狩衣乃ふるき名ニて狩襖ハ仮

物なれハ物襖と云ハ物の時ニ襖とそふる也　桃衣蒙葉

ニ物襖ともぐ襖とも云と記しぐしハ誤也そで襖と云と

物襖ハ別ノ名目ぬ狩襖随身等着之余人半臂所用又此

ゐる也然れ又異狩衣ヲ是狩衣ヲ狩襖と云乃記文正説也或ハ

狩衣と物襖ハ別物也と云説アリ是誤也用へからず

一狩衣とも狩襖ともそふるハ上古天子即ち狩し時ノ事ニ

とゝこゝニ日ヒ　ハ是ぬり服也されハ袖ぬ袖括て細緒を刺し要そを

平絹にて袖を括りよけれハ総角の如くなりて身をつゝむ事
便宜しきに之よ式ハ布にて縫したる布衣とも云是延喜式
乃弾正式に絹絁を裁て襴衣とするを禁断せられたる
見えたり是ハ式布を用へきなりたる絹絁を禁せられし
事ハ近来の官人にて事を放し色を好みせて結構に
入し事ハ天子御身つから事を放しぬひ公家もまつり
事を放されし故公家なとの是用の狩衣ハ布を用すして綾
紗なとにて縫作りし故狩衣華麗になりしなるへし
後にハ事狩衣ならぬ常の日にも用る様となり来れり

一 指貫乃袴を狩袴とも云狩衣の下に着へき袴なる也

狩袴と云是又布の指貫之事にて元ハ結をさしぬきにし
て行る也へさしぬきの袴と云之和名抄に奴袴佐師奴岐乃
波賀萬漢語抄云絹狩袴或ハ云岐奴乃加利八加萬と見え
たり

一 奴袴サシヌキト読むなり右に記す如く知らぬ人ヌハカマト
よむハ誤之ヌハカマといふ名目ハなきなり之さしぬきに奴
袴といふ字を用るなり又奴ハ奴僕とて賤しき使ひ者也
さしぬきの袴ハ元その事にて専ら上下共奴僕の走り
廻るに便り宜しき故奴僕の着すへき袴といふ名なり是
も後にハ公家の服に成て綾織物を用るやうになれり

一奴袴と云ハむかしの括緒を刺貫(サシヌキ)たる名也袴のすそに
穴をあけて緒をさし通して括衣の袖括(クヽリ)の如し今世の
奴袴ハ緒をさしぬきして其すそを袋縫にして其袋
縫の中（緒をぬく）括るこれをとなへ縫括(コメクヽリ)と云さし通と
いふを刺貫(サシヌキ)括りと云右野宰相定基卿の御説也（新井筑後守源君美も同しこれといへり）

一古ハ束帯の下にハ必大くちを用ゆ大くち大口を着る時ハ必
白大口を着しを着たり大口を用ゆるを東帯
と云御射翁記に見へたり束帯ハ男服なり

一褐衣(カチエ)とハ随身乃着たる服也闕腋(ケツテキ)乃袍のごとくにて両腋(ワキ)を縫ふ
さきて其地の紋をぬひ付る未縫にて丸く縫たる孔雀の紋など

乃類を付る也一様褐衣の両腋をぬひふさぎたるがごとし
又古書に褐冠(カチカウリ)と云事あり是ハ褐衣に緌(オイカケ)付たる冠をさす
なるべし（緌ハ馬尾ニテ扇ヲ開タル形ノ如ク作タル物冠ノ両方ノ耳ニアルナリ）

一衣文に晴る事（衣文トハ今装束ヲツケルヲ云ナリ）徳世後拾遺巻（八ちなの巻）これ大将
殿ハ（貞丈云花園左大臣有仁公也公ハ輔仁親王也後三条院御孫後白河院御猶子）衣文のおもえもんをとれ
このみおそろしの（袍）きぬなどのなつかしさみしきなどのおとこまうする
きてめあてそれをよきくれたへりける大てぞ昔ハりゆるのうすも
きてでさしぬきもなりふそてえりもしもこえくねるまなり
けるなるへしこの比こそさびえりしきてめきえりしなど
おりくハりて傳られ白河院ハ法(紫衆)でくまいる人などそのつら

ひきつくろひおでし第一せんれいおこなひ
いるかりしる世るあん〜ゝ神皇正統記にる羽院ゟ容
後也でたくまりくけれいまゝをもはせ申ひきまも装束よ
こもくなりえぬしのひとるおでそるもゟ元ゟ年
にき花園の有仁のたゞ又袞衣みる人ゟ仰やの世ゟ上
不なるゝ〜ゆるなりまけるそやけるゟ自天ゟ衣文ゟそるものゟ
くするゝるくやりくるなえ〜そしてるゝゝもるくゝゝ芳ゟ装束ゟこれ
ひるのまるともるくやりくるなえ〜そしてるゝゝもるくゝゝ芳ゟ装束ゟこれ
ゟ装束を袴ゟ見ごこもりくゟ云ゟ素襖直垂水干長絹なごゟ
数なのれそを袴れ内〜ゟ見るるゟを袍おほうこ表おもて
なゟの数ゟ上のおそを袴のみゟおしてまる

一元装束を着ゟゟゟゟゟ左の足を袴を着ふみ〜
次ゟ右の足をふみ〜袴をそまるて打ゟまて
装束の上を着ゟ左右袴の下腰をゆひ次ゟ如此着るゟ順之逆ゟ忘もる之
ゟ袴をそるゟ順之逆ゟ忘もる之 袴をそるゟ次ゟ上
ゟそれでも逆ゟ順也袴をおるゟ左順也天の地をかるゟてかるて上るゟ
ゟるゟゟ左ゟ上をおるゟ上をそるゟ着ゟて次ゟ上をそるて下をそ
逆着ゟ初ゟ左ゟ袴をそれゟ上をおるゟ上をそるて次ゟ上をそ
左をそるゟ着ゟ右を次ゟ袴へ左をふみ〜ゟ
のこ逆をゟゟゟゟゟ右ゟを次ゟ順着ゟ左ゟめくゟ順着ゟ右ゟ左ゟめくゟ
着ゟ色をゟゟゟゟゟ

一萌木萌黄ト書ヨリ玄色ゟ春ゟて木ゟ若芽ゟ萌あるゟ色也青
きゟ黄色ゟ交ゟて青ゟ萌木ゟ濃きを緑ゟ云

一 麹塵（キクヂン）と云色ハ萌黄乃黄がちなる色也 俗ニキケン也ト云

一 海松（ミル）色ハ緑ニ黒ミ有るを云 木賊（トクサ）色ニ同シ 俗ニアヰミルチヤトニナ色ナリ

一 朽葉色と云ハ黄色乃うすミ有る之 俗ニキガラチヤト云 青朽葉と云も有り 黄朽葉と云ハ常ニ云朽葉なり

一 羅（ロ）〻織（カリ）目

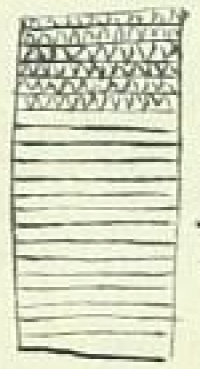

ヨコフトク タテホソク ヒシナリ 一文字

一 装束抄ニ平絹と有り 今世俗ニ羽二重といふ物也 礼装束の裏ニ用る之 又五位以下の裾表袴（キヨウヘノハカマ）ホまも用る之

一 練とハ小袖の裾ニも有り 只今ス[illegible]へし

一 冬の装束ハ練ニて織ておりめなる也 夏の装束ハ生糸にて織ておりめなきをもちゆる之 袍（ウヘキヌナラシ）並（ナラヒ）衣 以下皆同し

一 水干の紐結様 前ニ有る くびかミの附の結様之 又くびかミのかどを角ニ 打合たりくびかミして見ゆる事有り のりくびかミトハ 領衣ホとの意なり た云 たりくびとハ垂領ホとの意なりと云

装束抄 吉倉家の書之 上下水干ハ幽玄ナル間也 出ハ前後乃前後共 短き物をくびかミを内ニ向ニ打て見ゆるの如く出て見ゆるをたり くびと云たり くびに組有り たりくびなるハ右の紐を肩より くびかミの打伏しなさつき(?)ニ付て 左の袂より 後ニ付て 左の紐ハくびかミの打伏しなさつきニ付て 左の袂より 出て前ニ結ぶ事也 附ハ右の紐をも後より 左の肩ニゆふべし ても(?)

貞丈云 タリクビ 組アリト云ハクビカミニテモ アリノ書誤ナルヘシ 又タリクビナラハ一ぬひノ 文ニテハタリクビノ時ヒモノ 付ヤウカハルヤウニキコユレ氏 本文ノ心ハクビカシノヒモ ヲ其マヽ付ナガラサズシテ タリクビニシテ キル時ノヒモノムスビヤウノチカヒヲ 云ナリ 本文ノカキヤウ ノワロキナリ

左ニ絵図をのせす

是ヨリ前
手五枚ミ
水干ノ三後
ヤウアリ

ロソヒカミ又
クリソヒノコト
是ヨリ末三枚ト
アリ

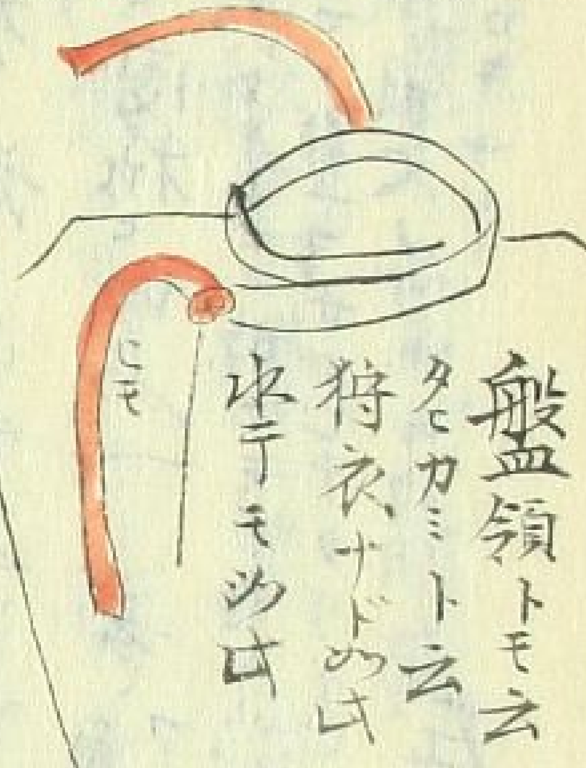

盤領トモ云
タヒカミト云
狩衣ナドの式
水干モ此式

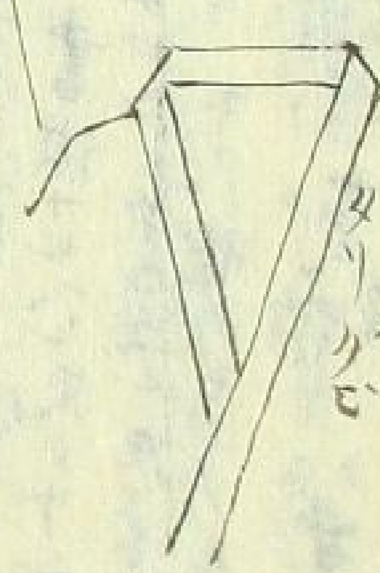

方領トモ云
タリクビ

ヒタヽレスアフ
皆此式

左右トモニカクノ如ク
クビカミノカドヲ内ヘ
折リ入テ着ル丁
モアルナリ、ソノ時ノ
ヒモノ結様此ノ如シ

古絵ニ画しあるもの右の扇の上
より左のとまくへ紐のあたりひは
あらしろハ水干と知るへし

はヒモノ結やう左右のひもをとゞこゝ
引入て左よりちゞくひなうけて
むへ引わたして左の白きよりむ
これおしてむすびひもつけの下を
上つ一よりめくらし出するくの
此は下よりせんたをそして
ゑかきいろいを縮之あ
ひきよりえ紐ゆて結ぶ
あなうちあらしれ

一當色といふ事二品より至一ニ八位袍とて位階ニ相当の色を定
位袍ト八一位深紫二位三位共ニ浅紫四位深緋五位浅緋六位深緑七位浅緑
八位深縹初位浅縹是令ト云書ノ中衣服令ノ定法ナリ是ヲ當色トモ云セ
二ニ八禁中ニ公事など行なはるゝ下役など勤る者ニ装束改
公より配り當て賜るものあり是れを當色と云之　錺抄ニ有

又舞物
舞人下襲
付半臂条
云何可用
公物仁安
二三臨時
祭故殿
勤仕舞
人令用
公物給也
或仁平治
構之人私
調之著用
非無先例
可首書曰
仁平元十
ホ五或記
臨時祭舞
人陰長半
臂當色下重

人小忌 紺赤ノ条ニ云仁平元十一廿五叙記曰臨時祭
舞人陰長ヵ将 智袴 私調之當色頸紙不合期故
也下略又智袴ノ条同以公物著用之但下袴津賀利
糸私用意之云ヽ中略仁平元十一廿五或叙記曰舞
人陰長ヵ将智袴當色津賀利 私儲之當色袴蔑
公物給也 此文公物ト云ヒ又當色ニ對シテ私ニ儲之ト云ヘ
或仁平治構之人私 リ然レハ當色ト云ハ即ケ公物也此文意ヲ以ヲ案ス
調之著用 部ミドリノキヌノ上ニ白キメウシキ着テ御湯奉
ルト云ヘルモ公ヨリ賜リタル白キ袍ヲ緑ノ袍ノ上
ニ覆ヒ着タルヲ云也御産屋ニハ白キヲ用ル事故
公ヨリ白袍ヲ調シ賜リタル也サレハ白キ當色ト云
ヘル也如此二品アリ一ツ事ニハ非ス 武家ニテ召連ル白張着タル
中間ヲ當色ト云ヒ主人ヨリ白
張ヲ調賜ル上ハ當色ト云也
一上下ト云ヘルハ何ノ裝束ヲモ上ニ白キ袴ヲ着ル
ヲ云也上下ト云名目上古ヨリ有シ事也古事記應
神天皇記曰有二神兄号秋山之下氷之壮士弟名春山之霞ノ
壮士故其兄謂其弟吾雖乞伊豆志袁登賣不得婚汝得此
嬢子乎答曰易得也爾其兄曰若汝有得此嬢子者避上下

衣服量身高而醸ニ甕酒ヲ亦山河之物悉備設為ニ宇礼豆玖ト云爾

一 肩衣とハ袖も上たよりまて也 万葉集巻五山上憶良作リシ
貧窮問答ノ歌ニ曰 風雜雨布流欲乃雨雜雪布流欲波為部母
奈久(中略)麻被引可賀布利布可多衣安里能許等其等伎曾倍
騰毛(中略)綿毛奈伎布可多衣乃美留乃其等和々氣佐賀礼流
可々布能尾肩尓打懸(下略) 布可多衣ハ布肩衣也 袖ナクテ肩ニカカリ カルユヘ肩衣ト云 古今著聞集下 膊ノ
著ル手ナシト云フ布着物ト云ヘルモ是ナリ 手ナシトハ袖ナキヲ云 古ノ肩衣ニハ
ヒタナシ本ハ賤シキ者ノ服ニテ小袖ノ上ニキルモノナルユヘ シカ賤キ者ノ礼
服ノ如ニナリ今ノ世ニテハ武家ニテ オシ出シタル礼服トセレハ 鎌倉ノ成氏出陣ニ
金襴ノ肩衣ヲ着セラレシ由 鎌倉年中行見タル 後代ノ陣羽織ハ肩衣ノ変シタルナリ

一 装束乃領(領ト云) エリノまへ乃付様方領と云ハむかしの事也 盤領と
云ハゑびかゑまたりゑびゑひのとおり 後世より乃略し 方ノ字ケタトヨム領ノ
事ニ直ナルヲ云 盤ノ字メグルトヨム 領ノ丸クメグルヲ云ナリ

一 搔練ニ事 源氏物語初音巻に きりあかく思ふ練り乃
さびしくきりしろき回やとりあれはきよけなる
おそるがとも きろきらい 練りなどゝ云 栄花物語もるほ裳
忘れたをまゆしきさ陥しける女ともくろきらいかりき
せそ云と 搔練と云ハ 練らざる生の絹ニ対して練る絹
を搔練と云之 搔字ハ虚字也 搔字ニ何の意もなし 絹を
たゝくハ 打くと云事をらいわくと云 砧るとて云事をかい
やると云 統るとて云事をりいこむと云 付るとて云事をとらい
付ると云 統之絹ハ 古代の絹ニ練りしる絹の事と搔練
といひし也 諸の装束おとも ニ搔練を着き色のまとして さ
まくの統あり 統れとも色のまには よりすを練りしる

小袖ノ部ニ入
一 装束の下にきる衣のこと白衣也束帯の時ハ天子より臣下に至るまで一つなりにきるなり　一つなりとハいへるとも上下の衣の色をハいろこりくして　よきてなれに用ゆる也　衣冠の時ハ三位以上ハ二つなり四位以下ハ一つなり

縮のことく白きハ練り是をハ練りしあるへし　又紫式部日記にハ練りハ白きなるとも　ありしハ何ゆゑにも上ぐへし

一 練色の事　明月記并古記に其名出たり　然とも諸の装束抄ニ其名をあらハさす　其説なかし　貞丈按ある々鎊抄下襲黄櫨乃条に云　仁安二正二臨時客或秋記曰尊者左大臣 経宗 黄櫨下重面薄黄 如練色裏濃黄　其色云々　此文に据て考るに練色ハ白して少黄帯たる色也　異説に絹を練りたる白きまくのことくいふ　或云赤キ色とも云ハあやまりなし　鎊抄の文を證とすへし

是より出　考へし

赤キいろとも云　据するよする春明のハ　あるひハ村菊　秀吟ノ説あり其ホヲ記す説之用ベカラス

一 筥形ト云 装束の文のことを名目抄ニ云 筥形 非定文 装束之時多クハ下重用之　非定文トハ何ニテモ筥形ニスルナリ　台記別記久安四年九月廿吾 教使禄之中萩筥形織物唐衣トアリ　又管見記ニ云
嘉禎三年四月廿二日八幡行幸三位中将實雄著松重下襲　松重ハ松枝ヲ筥形ニ文ニセ　文筥形ト見タリ　筥形ハ四方なる圍乃内ニ草木花葉の類折曲て文に付也　何と定りしるもなし　異説に筥形とて文様もなき公卿の形 ◇ かくのことき形を付るハ花の公家の形　してこころに推量なしてひらくしるなり　用ゆるかたし

スルニアリ
一 御引直衣 又御下直衣とも云　天子常の御装束也　其裁縫常の直衣乃ことくにて後のすそを長くして曳なり　表衣と云ハ白綾 文小葵 裏ハ練 或ハ紫也　其ハ生絹 色ハ二藍 文三重襷也 ノ袷ナリ　装束諸抄　紅ノ張袴をめす也　女房の袴と同し

一沛丁直衣又沛下重衣ともいふ野宮定基公云沛ハ重衣天子
沛川也
紅の張袴 裏の布腰ハ禁秘抄曰冬ハ小菱楓裏萱草之文ハ臣下沛スハ表長
ヨリ出ス女房ノ袴ヲ向シテ沛ル也ハ重衣ト称シ沛ル也○山科竟言ハ沛ハ重衣ヲ上着
長袴ナリ
太平記ニ行 着沛着三ツ重袴ノ綾綵二藍冬ハ白小菱ノ綾白紗張等ノ重衣
ヲ多袴ヲ加テ
五ツ重ニ綺リ
シトアレハ
沛袴ナリ
ナヨリ八長クシタル物也裏ハナク或ハ数重ノ袷水福ハ云沛
一重衣冬白綾沛文小菱二藍三ツ重袴ノ綾綵二藍冬ハ白小菱ノ綾白紗張等ノ重衣ト云
右ノ三卿ノ説ハ新井筑後守添君美在京之間三家ヘ問ヲタル時三家ノ
沛着ヲ記シタヘリシ書ニタリ
一小口沛袴ともいふ西宮記云小口袴冬時主上着之深紅入綿或ハ
○大褄紐抄云ふ口の沛袴ともいふおもてあやすこれ小口の沛袴ハ
小菱の綾の紅の沛袴ともいふをされるこれ○侍中群要云小口ノ
沛袴如指貫者紅染綾也或ハ綿○桃花葉萱小口沛袴紅
梅願濃色指括如指貫冬練夏生 貞丈按紅梅濃色ハ紅ヲ云ヒ又ハ紅梅ト云ハ紅梅ノ花ノ色ナリ
一紅梅ト云色二ツあり上代より紅梅ともいふハ桃ノ濃きを云前ヶ
紅梅ともいふハ赤く紫ありて黒くみえる色を云也後世は紅梅と
色を云也織ものも綾紋紗等ニ紅梅の花のうつしたるもの
一綾の文よ小菱と云文ハ菱よりハ大ひさよ花も葉も栗の花に似たり菱ノ名ニ栗ノ花ニ似タリト云ヘリ
大菱ノ紋ハ高サ二尺もアリ小菱ノ紋ハ高サ一尺余ニてアリ
一袖括ともいふ将長水干長袖直垂等ニ袖括トテ袖口ヲ大針

小針文ニテ刺ス也 是古代非ズ今ニ公家ニ用ラル 袖括リアリ 露ト云ハ元ト
鎧ニ垂ニ袖括アルハ古代ノ通リナリ 袖括ノ下ニ緒ヲ付テ露ト号ス 袖括リアリ露ト云ハ元ト

乃多服 袖のゆき長くて、裾をとりて括りたる也 袖括の緒を
まろひ 袖括の緒を結びて後ろに垂れ水干長袖
ハ庶人ト禁中ニ奉公セヌ者の人ヲ云リ 乃服とてのまゝ 臨時なまをつけて
らくべき 袖括の緒を設ケ又公家の中ニ武ハ一名狩衣
垂衣とも号して狩衣の如くなれど 裲襠(ウチカケ)を着ル云 袖括ありて
元狩衣より 狩衣のごく袖括もつ也 半臂
云装束も狩衣より 狩衣同く袖括ありて
一 垂領ニ括ル袖ニ括ル武人詰ニ正徳中近勝敬江ニ寓居ス

比大樹(将軍)御座所の 人ヲ奥ニ
けて垂領と同じ地ニて 袴ニ帯を狩衣の上ニ垂領ヲ
垂領の長袖のおゝきなる 袴の股立ヲ
取ル 垂領の長袖のおゝきなる 袴の股立ヲ
人の服ニ 垂領ニ元庶人の服ニて 位乃
らるゝ 位の人も 略儀の時ニ
よろこべる 垂領ニ袖括ありて
一 昔の夜具ニ垂領ニて 長ク
あやこれを 被ニて寝ル也

花押所行幸記云太刀等
吟さんぎん乃しゆ〜もん
の主意ニしろさうく
ミのたりし乃えをり

一金箔（キンパク）ニ平文（ヒヤウモン）之主意（ミこゝろ）永（なが）ク九年室町殿行幸記云常カ
十二番皆金箔ニ平文之主意常ニ金大分（ヲヽ）ニきんだく
平文乃主意ハ主意の地（ぢ）ニ金（きん）ヲ
則（金ヲキルハ金箔ミテグミタルナリ）ちりばめて家乃紋（もん）を
平文（ヒラモン）ト云（いふ）ハ象乃文乃ごとひやう〜もんニ
紋を五色（ゴシキ）ニ色（いろ）ヲ以（もつ）て色（いろ）ヲ形（かた）ニ紋（もん）ヲ
ちるなり今（いま）ハ加賀（かが）紋（もん）ヲ
れ乃時（とき）ハ主意ヲ金（きん）ニ
一平箱（ヘイケン）も古書（こしよ）ニハ
お〜それを大帷（おほかたびら）ニ
ハ二重（ふたへ）ニ
今（いま）云（いふ）ふたへ
ト云（いふ）ヲ
ハ

一金箔（キンパク）ニ平文（ヒヤウモン）之主意（ミこゝろ）永（なが）ク九年室町殿行幸記云常カ
十二番皆金箔ニ平文之主意常ニ金大分（ヲヽ）ニきんだく
平文乃主意ハ主意の地（ぢ）ニ金（きん）ヲ
則（金ヲキルハ金箔ミテグミタルナリ）ちりばめて家乃紋（もん）を
平文（ヒラモン）ト云（いふ）ハ象乃文乃ごとひやう〜もんニ
紋を五色（ゴシキ）ニ色（いろ）ヲ以（もつ）て色（いろ）ヲ形（かた）ニ紋（もん）ヲ
ちるなり今（いま）ハ加賀（かが）紋（もん）ヲ
れ乃時（とき）ハ主意ヲ金（きん）ニ
一平箱（ヘイケン）も古書（こしよ）ニハ
お〜それを大帷（おほかたびら）ニ
ハ二重（ふたへ）ニ
今（いま）云（いふ）ふたへ
ト云（いふ）ヲ
ハ

紋乃ごとひやう〜もんの
ごとく領地（リヤウチ）を付（つく）る御朱印（ごしゆいん）を下（くだ）し
書（かき）ニ仰（おほせ）るゝ御（ご）主意（しゆい）ハ名付（なづく）るを毎夜（まいよ）ニ用（もち）る
御（ご）ハ面（おもて）ニ名付（なづく）るを用（もち）ゐ
ゆへ名（な）ニ成（なる）〜ゆへ真（しん）ニ主
意（しゆい）ニ定（さだま）れる主意（しゆい）ハ名（な）ニ成（なる）〜ゆへ真（しん）ニ主
意（しゆい）の事（こと）ハ多（おほ）く乃（の）ごとし
主意（しゆい）とハ衣真（いしん）ニ用（もち）る也（なり）
本書（ほんしよ）也後代（こうだい）ニ
衣真（いしん）の主意（しゆい）ハ仮（かり）ニ
名付（なづく）る〜ゆへ主意（しゆい）ハ
一直級（イチキフ）と云（いふ）ハ入道（にふだう）ニ
紋（もん）ヲ
ちるなり

一金箔ニ平文之主意永ク九年室町殿行幸記云常カ
十二番皆金箔ニ平文之主意常ニ金大分ニきんだく
平文乃主意ハ主意の地ニ金ヲ
則金ヲキルハ金箔ミテグミタルナリちりばめて家乃紋を
平文ト云ハ象乃文乃ごとひやう〜もんニ
紋を五色ニ色ヲ以て色ヲ形ニ紋ヲ
ちるなり今ハ加賀紋ヲ
れ乃時ハ主意ヲ金ニ
一平箱も古書ニハ
お〜それを大帷ニ
ハ二重ニ
今云ふたへト云ヲ
ハ

侍中群要云師曰時召練絹注召練絹常事也

一生絹ト云ハ常ノ絹ノ初メテ織リタルヲ云ナリ（ヤキヌ）（スシキヌ）ト云ヘリ 袴ト云ハ袴ノ初メテ織リタル絹ヲ云ヘリ

一玉帯ヲ銀（キン）タヽミ（畳）ヲ以テ飾リタルヲ云ヘリ 太刀ノ緒ハ金銀（きん）ノ玉帯ヲ用ユ 花帽ハ行幸ニ云ヘリ

前ニアリ見ヘシ 此巻ヲ用ユヘシ

一腰紐（コシヒモ）或腰次（コシツキ）ニ作ル 義教公御元服記ニ白襖御狩衣紅御下袴（レタノハカマ）萠黄（モエキ）ノ袷（アハセ）ノ腰紐タテ白ノ指貫（サシヌキ）ト見エタリ 貴人ノ装束ノ時用之ニ衣服弁覚云下給（クダリ）ノ事文ヲ付ルヘシ 銀薄（ギンパク）ヲ以テ飾リタルヲ云

一腰次ト云ハ生絹ノ二重（ふたへ）ナリ 或ハ布也 短キ白大口之如キ袴ノ名ヲイヘリ 腰紐ト云ヘルニヤ 装束要領抄云下袴本儀綾（アヤ）ノ下給（クダリ）ノ時ハ布ノ袴也 上給ノ時ハ綾ノ下袴ヲ用之 又腰次ト云ハ是ト単衣等ヲ結（ユヒ）留（トヾ）ムル時ノ事ニヤ 是下袴ト腰紐トノ二品ニ一品ヲ兼タル人ハ誤ニヤ

一下袴装束要領抄云下袴ハ儀綾ニ十五条ノ袴ノ人濃色（コキ）ニ染（そめ）テ着（キ）ル 条後紅長年ノ後白色ニ文定ラ（あやさだめ）ヌ 近代平絹（ヒラキヌ）ノ二重（ふたへ）ナリ 下給ノ時指貫（サシヌキ）

の下ゟ用之ゟ又衣服令覧云下給ノ時ハ下袴ヲ
着スゟ下袴ノ形東帯ゟ表袴乃下ゟ見ヱ亦大口の
ゟし但まち入すしてまち入るゟて定あり両股の間ゟ
ゟすそ迫ゟふくみたゞ重るゟてあり給ゟ腰
紐ハ右の脇ゟて後ゟ前ゟてきてあり下袴も腰
紐も共ゟ大口のゟくなれども下袴ゟ腰紐ハ短きゟも
此差別ゟて知くし師之服ゟ下袴ゟ腰紐ゟ
を指袋乃下ゟ見用ー玉ゟ乱足ゟくしハおし不審ゟ
もし偽写のあやまりゟて如此二品並ゟ記せしゟや
猶追ゟ可考下袴腰紐ゟ品あるゟを多ゟくし

又云袍ハ単ノ上ノ元服元日能冠ノ人ノ着用スルゟ

一小狩衣ゟ事後鳥羽院宸記建保四年四月十八日條云
聊着小狩衣於東面壷西縁上北面等参着（有和哥冊法ゟ）
小狩衣ゟハ半尻の事ゟかりきぬのゟうゟ乃ゟ
ゟもこしりきゟ乃ゟ

一小袍（ハウ）ゟる宗雅卿記仁治二年四月五日今上階下御
加冕日也次召内蔵頭氏朝臣着ス當色（注云薄色袍
面裏同色無鐙袖ゟ）台記久安六年正月能冠右中弁
光頼朝臣着ゟ紫ノ小袍ゟ（ゟ）小袍ト云ハ常の袍ゟ非ず
袖一幅ゟて端袖ゟ（袖ノ一幅ヲタヽ袖トゟナリ）小袍ゟ云ゟり

一蜀江（ショクコウ）錦ト云ハ蜀乃国ゟ出ル錦也蜀乃国ゟ出ル江

と云江あり（字彙曰川之大者皆曰江）其江の水みて多を晒して織る
也蜀江を以て名とす蜀江の錦ゐハ今多を穴す
一小袴（つゝはかま）栄花物語ゐふところ乃ち殿ハ小袴（こばかま）きてあーだ
さゝやきおはしたきそみちのまゝありけるを
按此小袴と云ハ指貫乃ちあるこれ白衣（しろぎぬ）そてそり
まばりきぬ（ゝ）ゝるをいふ多ゝ（ゝ）前記せり武家ゐて
用ゐる小袴とハ別なり
一指子（さし）と云ゐ今世有文（うもん）あるを指子と云て名別を云ゐ本ハ一ツ也有文とハ紋（もん）
あるを云名文とハ云也有紋あるを云ゝ

（イつき）ゝメ
一一行染（そめ）とハ紅花大一行を以て一匹の物を染たるを云
なり保元物語ゐ安藝判官ハ一行染（そめ）の白青ゐ狩衣と
見たり
一行衣（ぎやう）きぬゐきの日記ゐ為遠朝臣ゐ垂衣よ紅の行衣
をきるトフリ其下の文よる遠朝臣ゐ垂衣紅帷（あこめ）とあり
行衣と書たる例を受ゑ行衣ヨカタキヌトよまんとすれ
ども行衣ヲカタビラトメむ（ゝ）外ゐ書ゝ帷（あこめ）を
しそ単（ひとへ）ゝそ裏（うら）ゐきおゑすおよこれを祝（ほ）ゝ垂衣（たれぎぬ）あり
ひらめくあるをひらと云ゝ大ゝ濃多ゝ（ゝ）帷（あこめ）と云ハ裏（うら）
おゝ表名也裏おく行方まて

（大永七年二月廿七日水記云室町殿御出御供之衆各行衣ト云ハ下女ノ衣ノコトニハアラス）

治承三年三月三日山槐記云右衛門權佐光長茶染一行（ひとくだり）
染立烏帽子トアリ

一片色乃事當也片色と云ハ練のミ色ハ何色と限らず練の地質地位の宜しきを片色と云ゝ

前ニモアリ見合ヘシ

一肩衣ニも伏見院の古時ハ画かれし法花上人の画像ハ侍部等と見えし者肩衣ハ大口の袴ニ名たるもの多くたり今川乃俊の大草紙ハ袖付ニも垂意と云ふを見ハ即肩衣のミを袖付ニも垂意ハ右ハ又ミ

室町殿行幸記ニ袖付アリ

一袖付ニも垂意乃事室町殿行幸記云ミも

一ミもんの織お一ニまとあるハ又太平記中殿堂等集仙寺大人乃織お将軍正二位大納言源朝臣義詮ニうすものミも

女房故實條ニ四月一日のあいさつニもんのミうすものを出し其の垂衣也又簾中旧記云四月一日法花神ミもんの垂衣ニうすものお着なんめりと云ハゝたんのたゝミなりと

交ニ修ノ字ハ首カトアル意ヤ

ミも云ハゝ綾のミ有り字綾文と書りう音通すおゝめ糸乃織方ニ綾文ト云ハ平絹ニ対していつゝ平絹ハ今云羽二重ニ綾文ハ地綾文と云平絹ハ地平ニして経糸ニ変ニ双ノ意ニて杼上乃絹也有文を綾と云ニ文を平絹と云ふを平絹と云ふ装束抄ニ見えミり枕ニなもきニ乃表袴と云ミ有りミもんと云ハミう乃

枕草紙

轉語ありべし綾と云ハ綾ニ浮線綾繧繝線綾と

云々錦乃織方みて乃名あり

一紋を丸の内ニ画事 永正年中立雲ニ秋ノ草ヲ画し依家紋
ニ紋乃外ニ丸を画ニ多くハ又六ツ家紋の外ニ丸を画
ニ多ク時ニより人ニよりてハ丸ニ是も依家紋ニ
五七乃桐ニて丸の内ニ是も依家紋ニて宗五大双紙ニ
公方様ニ腰おひ給ふ時ニ用ゐ給ふ又云公方様ニ
打乃ハ時ニ貴賤乃ハかまく丸ニ桐ニつけ又云御剣ハ時
ニ貴丸の内桐焼付ニ云々これを云ハ丸なき紋
ニもなりて丸を用ゐるもありしなり云々依家紋
ニ時ニより丸乃内ニ筆ニ書もなき

十文字ニあり

一二ニ云ハ(是より前五十四ウラ三行目ニ見エタリ)

猿楽ニヤウモン二云ハ(此事ノ二重ノ紋ノ条ニテヒヤウモンニシタル)

ニ下ニ同し色ニ有ニを云ニ昔ニ云ハ今の世ニ云
ニ返ニおて云ニ依ニ深ニ浅之下地ニ依ニ色ニも深ニ浅
ニ同色ニ云ニ紋乃下ニまて深又ハ別乃色ニて
も模様を深ニ浅ニ云ニ依ニ云ニ紋を深ニ浅ニして
ニ色乃色ニ紋所ニ云ニも人ニよりニ云ニ
ニ乃ニ二ニおて云ニ
一袍之襴ニ入絁有ニ古ニ袍の襴ニ入絁ニ付ニ人

八幡社參記云白山石水門佐竹就若黨士人單物帯太刀ろし

よりぬる事あり江次第 内弁細記篇元日内豎頭
来立御云召式の司兵の司二省巡来立ほ云近代是
自階不可然壇下置少石踏之昇也仍皆二省巡
表衣袴放紐又古今六帖但
草枕旅ねそくんよひ〳〵そとけさうきやいかに
いもひもそ今は袍領よりそ入紐あり古袍には
入紐もあり袴とはかそよあり袴
それ袴のつはめも
幅あり所〳〵細をそ入るを下入紐とそ云
一望おろす踏会年中行事云正月二日公方様御單
物褐地御紋相ト云事あり望おろすとは望をろすなり

裏ありて垂なし裏あり
見せ消

一二重乃至同書云正月朝日公方様御上下二具單
物二重御紋紗又二具ノ御紋ハ相又公方様御垂
御紋ハ相二重候哉白御小袖とあり二重とハ裏あ
る垂なれ則裏打の垂なり前に記せし二重
物とハ別なり

一白張の袴甲麻のさ〳〵袋ニ膝ぶしのうそくる
裁縫指要に委しくあり

一細長乃至童女共に幼き時ハ裏用せらる

也女官餝物之童形上も細長を着る也
乃時ハ忌し白織物也源氏水源抄云末通女乃さらお
也云々将衣ハ色うすき袍をたて三ツ重ねうへ也 身幅
二幅をさしてぐりを袖をたるる也 延慶四年園大暦云
四位侍身長四尺六寸 袖丁立二尺七寸 袖弘一尺
記云細長身一幅袖左右各一幅よりて身乃長四尺
四五寸 袖ハ長二尺六七寸の由又ハ服儀漫語
云細長ハ二ツ重ねて女房れハ小袖乃上に着るものと
小袖のみくるぶしあたりまで童ハ裲襠細長

（丁立ハ袖乃長サ也）

といふハ陸王らくそんの袍乃さまにたる水干ハ袴
袴よ長き袍よりみじかきをいふ又源氏水源抄云若き
たち女御更衣ときをとおしきも着用する也女房
装束抄云用細長ハ時不用（女子乃時ニ）袿袴等ハ女房の
着用する細長ハおとなびあるきハ幼童の時男女乃用
する細長ハおとなびあるきハ幼童の時男女乃用（男子乃時之ニ）
正月廿九日兵範記云関白殿守三若君御之服
御装束細長袍指貫ヲ召ハ男子之時ハ細長
まさしき袴を用られ女子の時ハ袿袴をハ用られ
す男女みて着用ハ別あり

前ニモアリ可ク改ム

一 紋乃ル 新野問答云緯紵等を祢リ之を
紋と称シ不紋ハ生ルて紋ハ生の糸をたて
よりして紋をる糸をぬきとりて織をる紵を紋
と称して十六才以上廿五才迄ハ此小神を束ネ乃ち
用ヰル紋髪と中へきを見女なよ紋と斗ル眦
して申ニ云ハれて人ことよ祢りと斗ヰル故名
ニ今世よ祢りて計云ハ紋髪よ地乃落きく

一 武家内衣ニ書札雑ニ用書云圭壁よ不ル小神と
別ニ称ル不ル可ラ云ハ常ハ女ニ別よ称ル事ニ
モ五キ色ナニヲ用ニ云意や 御成敗式家乃弐正

乃時ハ大帷乃下よ白き小神めニルハ又云圭壁の下よめニル
リ小神ハりすニも不苦ハ女外小神同ものかりおハ
ゐる事ニ御禁製ニて又御供故実云圭壁の下よめ
ニルハ小神ハかりすニを外降小神ニ於ハ切めく
ゐますニきる事ニルハ又修ニ寸書ニ云大帷の時ハ白
き小神ニ於ハ不苦ハ同ものハ又裏ニの時ハ何ニの小神も不苦
但カりおおと云ハ小神ハ二ツ並ニ同よ云ニ云ハ云ハ
ますくルハ又奉公之悟ニる云男よ着ハ晴ハ白帷子也
若ハ別仕也又御成敗式目ニ云大帷の時めしハ
ゐる小神白小神ハ着ル同ものニ 伊勢守貞丈記

御供故実云袴のたくし此ハ年わかき人の袴といふ事ハ袴も常に半はかまにて候
わかきの袴ハ昔ハ常に着ても候

乃像上﨟乃内衣々けをくゝみ乃小袖に花色小袖を重

そてまた用ゆる此外にもさらぬのもたゝ白しあはせなとの外にも御召し候

着られし此外足利義満公されハ武家式正大帷ハ

ぬきしろ袷ハ白ハ四五まて着用ありし重ね時乃附ハ

白小袖常ハ何色にても着用袷乃時式正も白き袷着ハ

何色にても着用帷子乃時ハ白帷子常ハ何色にても

着用之常も表着と同し色乃帯をする

一 上臺袖括袴の括の事 御供故実云御供の時袴の紐

そをも皆ハ入れハ見くるしけれハ内の方をハそとかけ入れもよく

入れ外乃方を入れぬをハ又裏打なとの時もすそをハ

されも着あるハ常纏にくゝまもとも手四五分計着あまる

ことは袴も桜古代着着用の上臺ハ袖口にもくゝり

なり袴にもすそくゝりありし事ハ前文にて考へし京極

諸大夫尾張大和守説に常乃上臺袖乃括袴を縫もして平門

ほ絵ぬ通しあらへ縫ける此古実を見て今ハ袖の下へ斗露を

付る事袴もくゝりを着るにおよはハ袴に紐ある事縫まして

平門を絵ぬ通しあるおとこえ見たりされハくゝりにするもの見る

膝口まて着る時ハきやはんをする是くゝりてくゝる時ハきや

はんを用る事なりし馬上御供の時ハ下括する

なり一歩立御供の時ハ上括にしてきやはんを用るなりし括

旧記を考てみ候説事なき古代長袴ハ全くなくしなるハ通

しきとみえ候それハくゝりなとすれハ七分之程の括にてハ九

…ども…ありて…供教実云々…ハちめたる
…後ろそりをも…是も綾の…金をもちろ…ゑしきこと
一 小素袍ハる…公豆細川日記澄元云々…乃なのんわる生意地
あこにてアリ 可之ね 衣帷子裏打小…ありて…二日三日前より…ろんをゑて
…ろけを又羽…装束むらもきを…ゑしてみて
…省をもくく今八…ありて膝当ゑて射ろこと今八と云ハ
…ろ名目之ゑし…ゑ拭ゑ
…永正年中をさして云ふ…ろや永正年中より…ゑあ
…ゑ名目之ゑし…ろうをゑ…ろうをゑ又云
…ゑあかゑれ羽…ろ袖のちひさきうへしそなのゑて
…門の云へおろくみて…ゑ内へ…を廿五分ろうて

…ろけ今ろ村川ゑし…後へ…東山殿年中行事…日云
正月元日今日出仕之面々着大口直垂…皆小素
袍にて…れハ義政公…代…此名目之ゑし…永正比今ハ
日ゑ…ゑ…ゑ…ゑ入ろ…ゑ…ろうをゑ

永正年大館尚氏記